
第2期与謝野町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
与謝野町

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画策定の経緯	
5 国・京都府の動向	
第2章 与謝野町の少子化の動向と子育ての状況	7
1 少子化の動向	
2 家庭や地域の動向	
3 子どもの状況	
4 就学前教育・保育の状況	
5 地域子ども・子育て支援事業の状況	
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本的な理念	
2 基本的な視点	
3 基本目標	
4 施策の体系	
第2部 事業計画	29
(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)	
第1章 教育・保育提供区域の設定	29
1 区域設定の考え方	
2 区域設定	
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	30
1 幼児期の教育・保育の量の見込み	
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	37
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	
第4章 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する 体制の確保	47
1 認定こども園における教育・保育	
2 地域型保育の導入	
3 人材の確保	
4 教育・保育の質の向上	
5 教育・保育に係る関係機関の連携	

第3部 事業の取組	48
第1章 地域における子育て支援	48
1 地域における子育て支援サービスの充実	
2 保育サービスの充実	
3 子育て支援のネットワーク	
4 子どもの健全育成	
5 交流や集いの場づくり	
6 地域における人材育成	
7 子育て家庭への経済的支援の充実	
第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	54
1 子どもや母親の健康の確保	
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	
3 食育の推進	
4 小児医療の充実	
第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	59
1 次代の親の育成	
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	
3 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上	
第4章 子育て家庭にやさしい環境の整備	62
1 良好な居住環境の整備	
2 安全・安心なまちづくりの整備	
3 子ども等の安全の確保	
第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進	64
1 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発の推進	
2 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開	
第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	66
1 きめ細かな見守りと相談・支援体制	
2 ひとり親家庭等に対する支援の充実	
3 障害児施策の充実	
資料編	71
与謝野町子ども・子育て会議条例	
与謝野町子ども・子育て会議運営規則	
与謝野町子ども・子育て会議委員名簿	
与謝野町子ども・子育て会議の経過	

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

【少子高齢化の進行と少子化対策・次世代育成支援の経緯】

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行や就労環境の変化だけでなく、経済格差にともなう子どもへの貧困の連鎖や児童虐待の顕在化、若年層における自殺の深刻化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoTや人工知能（AI）、ビッグデータといった技術の進展により社会の在り方にも変化が見られ、子育てを社会全体で支援していく子ども・子育て環境においても新たな局面を迎えています。

このような状況のもと、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。

【子ども・子育て支援新制度のスタート】

平成27年度（2015年度）に「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートし、市町村においても、子ども・子育て関連3法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取組を進めてきました。

本町においても、平成27年3月に『与謝野町子ども・子育て支援事業計画』（以下、「第1期計画」という。）を策定し、加悦地域、岩滝地域、野田川地域それぞれに認定こども園を整備・確保することを軸として、すべての子どもと家庭を対象とした支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

【第2期計画策定の趣旨】

第1期計画の計画期間は、令和元年度までとなり、この間の社会環境の変化や本町の子どもや子育てを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況等を踏まえるとともに、本年度10月からスタートした幼児教育・保育の無償化や働き方改革等により子育てや暮らしのあり方が多様化していることを受け、本町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、「第2期与謝野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

また、平成26年1月から施行されている「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が本年6月に一部改正され、国・地方公共団体が連携しながらより一層の子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととされており、本町においても子どもの貧困対策について包含した本計画として策定することとします。

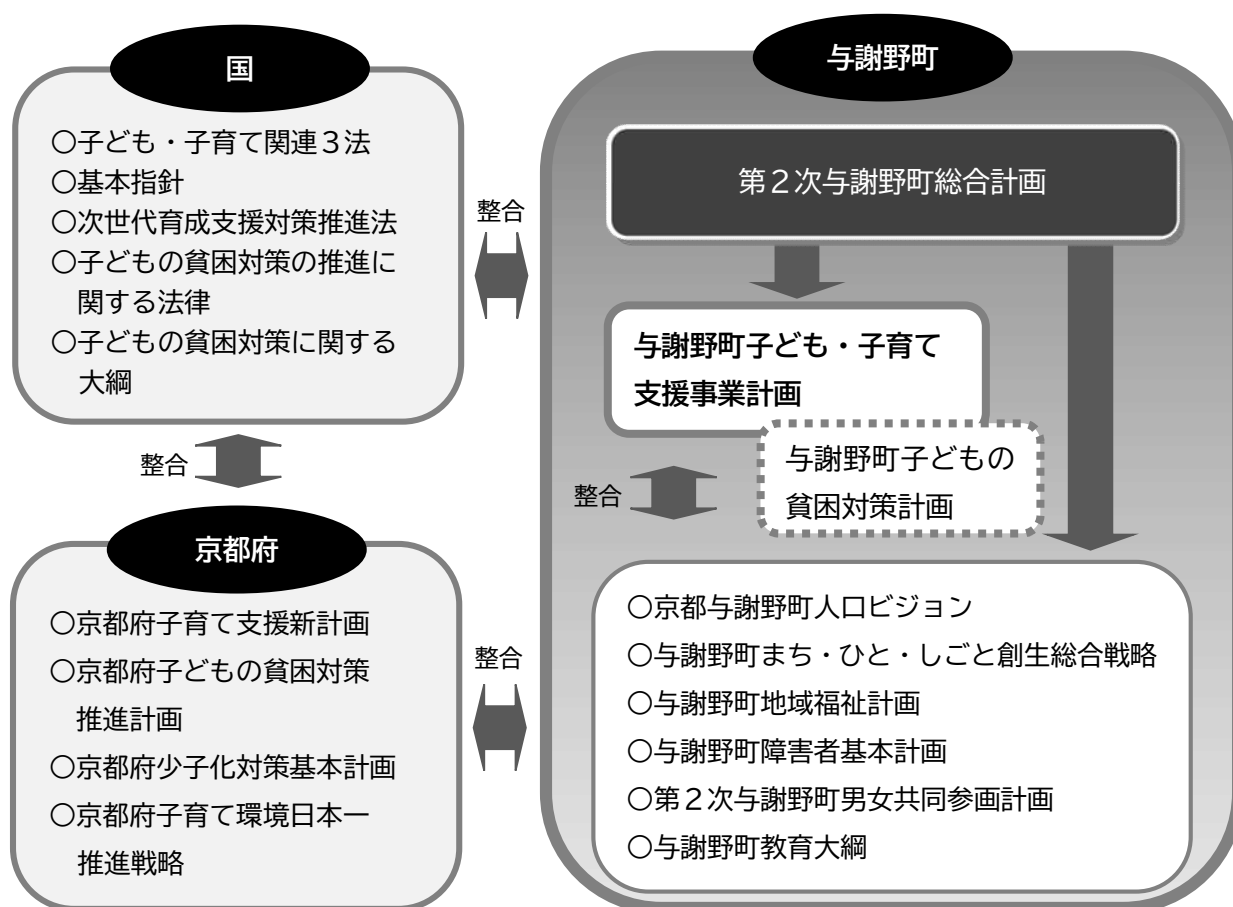
2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義をふまえつつ、与謝野町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育量の確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画に引き続き位置付けるとともに、国における子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）および「子どもの貧困対策に関する大綱」の趣旨等を踏まえ、子どもの貧困対策についても包含した計画として策定します。

さらに、『与謝野町総合計画』を上位計画として、関連する個別計画との整合を図りながら策定するものです。

【関連計画との整合】



3 計画の期間

本計画は、令和2～6年度（2020～2024年度）の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	第3期 R7 2025
与謝野町子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期					第3期
第2次与謝野町総合計画	第2次							
基本計画	前期					後期		

4 計画策定の経緯

- 子ども・子育て会議で審議し、策定しました。
- ニーズ把握のため、子育て中の保護者を対象にアンケート調査を実施し、ニーズ量の算出、子育て支援策の検討等に反映しました。
- 住民からの意見募集のため、パブリックコメントを実施します。

5 国・京都府の動向

第1期計画策定以降の主な国・京都府の動向は、下記のとおりとなります。

〔子ども・子育て、子どもの貧困対策に関する法律、制度等〕

	法律・制度等	内容
平成 27年度	子ども・子育て支援新制度施行	○平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、4月1日から本格施行
	保育士確保プラン策定	○加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保（⇒平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	○子育て支援施策の一層の充実 ○若い年齢での結婚・出産の希望の実現 ○多子世帯への一層の配慮 ○男女の働き方改革 ○地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法改正	○令和7年3月末までの時限立法に延長
	京都府子育て支援新計画策定	○京都府子育て支援条例に基づく基本計画 ○今までの取組に加え、少子化対策への総合的な取組を強化
	京都府子どもの貧困対策推進計画策定	○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定める「都道府県計画」（努力義務）として策定 ○子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す。
平成 28年度	子ども・若者育成支援推進大綱策定	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	○子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言 ○児童虐待対策の強化 ○子育て世代包括支援センターの法制化
	子ども・子育て支援法改正	○事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業の創設 ○一般事業主から徴収する拠出金の率の上限引上げ等
	ニッポン一億総活躍プラン閣議決定	○子育ての環境整備 ○「希望出生率1.8」に向けたその他取組等
	切れ目のない保育のための対策発表	○待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化

	法律・制度等	内容
平成 29年度	子育て安心プラン策定	○令和2年度末までに全国の待機児童解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%の達成に向けた保育の受け皿整備
	新しい経済政策パッケージ閣議決定	○「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
	京都府少子化対策基本計画策定	○京都少子化対策条例に基づき、少子化対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定
平成 30年度	子ども・子育て支援法一部改正	○保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	放課後子ども総合プラン策定	○令和5年度までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進
	子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正	○企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更が明示
平成 31年度 ・ 令和 元年度	子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正	○「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記 ○児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記 ○その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正 ○幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記
	京都府子育て環境日本一推進戦略策定	○社会全体で子育てを見守り支える、あたたかい子育て社会を目指すための指針として策定 ○企業に向け、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」登録を促す。
	幼児教育・保育の無償化実施	○令和元年10月1日から、3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所などを利用する子どもたちの利用料を無償化 ○子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施
	子どもの貧困対策大綱（改定）閣議決定	○平成25年に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定 ○現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することを目的とする。

第2章 与謝野町の少子化の動向と子育ての状況

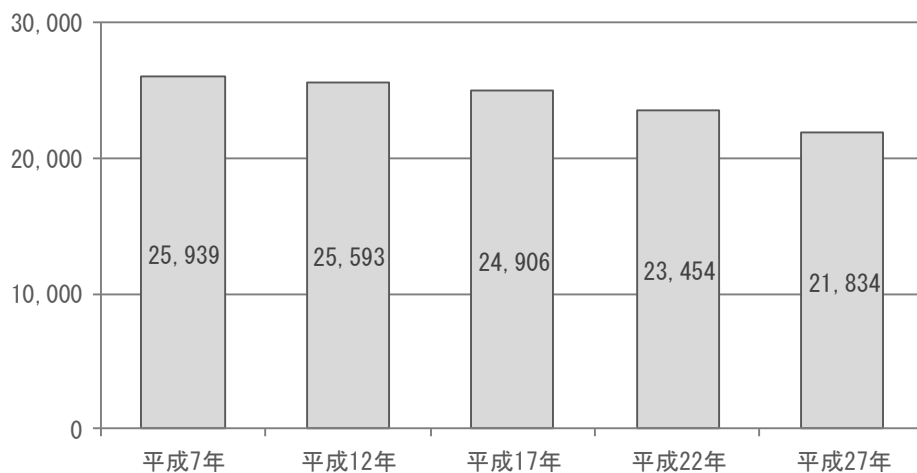
1 少子化の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は、減少傾向が続いており、平成27年には21,834人となっています。

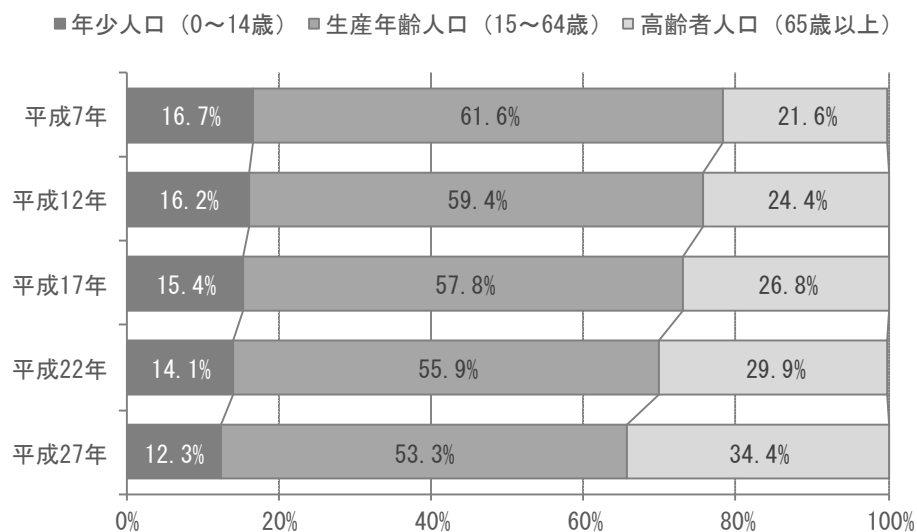
また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口比率については減少傾向にあり、平成27年には12.3%となっています。一方、高齢者人口比率については増加傾向となっており、少子・高齢化が急速に進行しています。

総人口



資料：国勢調査

年齢3区分別人口の推移

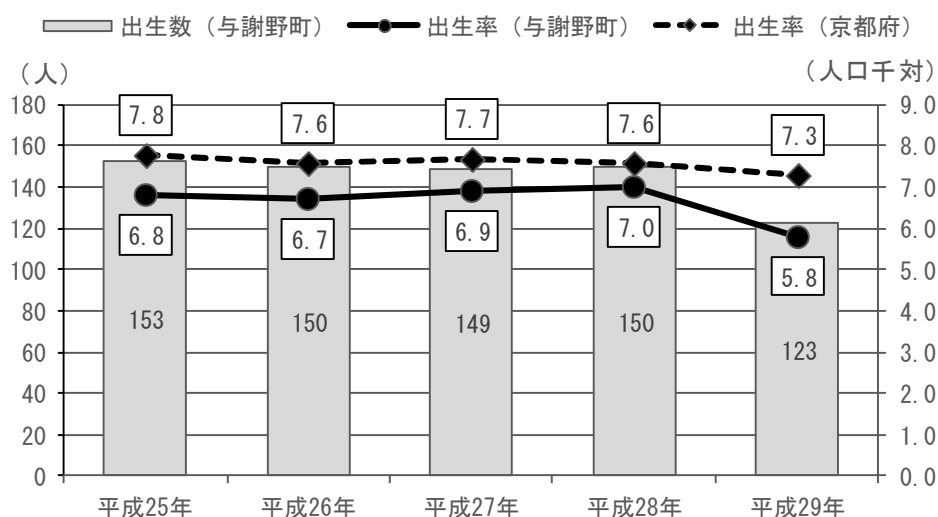


資料：国勢調査

(2) 自然動態と社会動態

①出生数と出生率の動向

本町の出生数の動向をみると、おおむね横ばいでしたが、平成29年に大きく減少し、123人となっています。出生率についても、近年7前後（人口千人あたり）でしたが、平成29年には5.8となり、京都府の値7.3と比較すると低い値となっています。



資料：与謝野町

②転入と転出の動向

本町の転入と転出の動向については、各年マイナスとなっており、平成29年以降年間200人を超えています。

◆転入と転出の動向

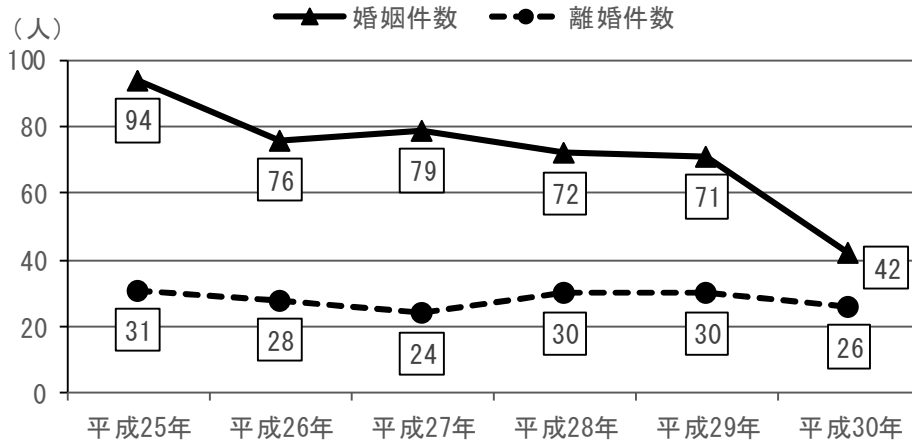
単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
転入	475	481	510	454	401
転出	630	639	641	671	633
社会増減	-155	-158	-131	-217	-232

資料：住民環境課（各年1月～12月）

(3) 婚姻と離婚の動向

本町の婚姻と離婚の推移をみると、婚姻件数については減少傾向にあり、平成30年では42件となっています。離婚件数については、増減を繰り返しており平成30年では26件となっています。



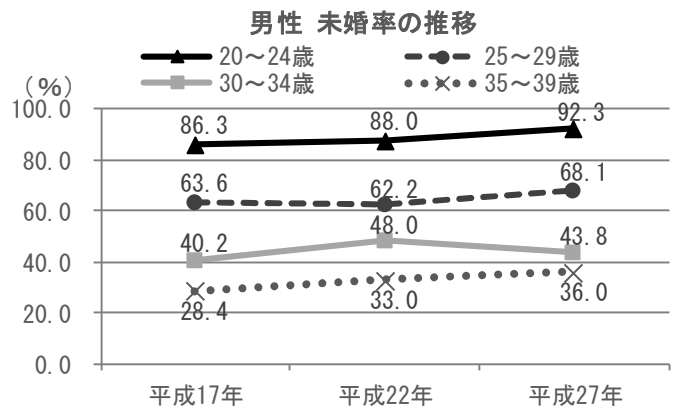
資料：住民環境課（各年1月～12月）

20～30歳代の未婚率についてみると、ほとんどの年代で上昇傾向にあります。男女とも30歳～34歳では低下しています。男性の20代前半では9割超、女性の20代前半では9割弱となっており、晩婚化が進んでいることがうかがえます。

◆未婚率の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	86.3	88.0	92.3
25～29歳	63.6	62.2	68.1
30～34歳	40.2	48.0	43.8
35～39歳	28.4	33.0	36.0

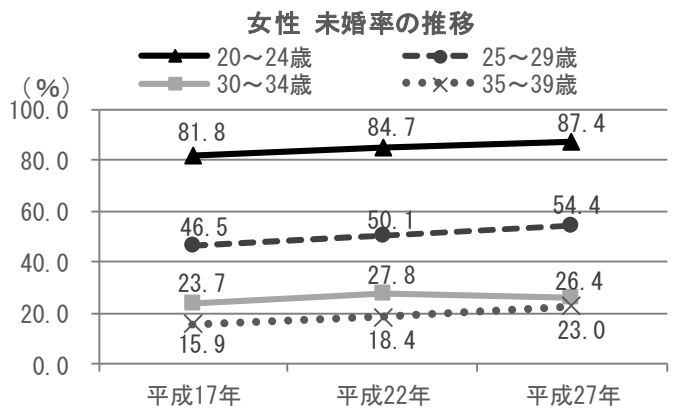
資料：国勢調査



資料：国勢調査

	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	81.8	84.7	87.4
25～29歳	46.5	50.1	54.4
30～34歳	23.7	27.8	26.4
35～39歳	15.9	18.4	23.0

資料：国勢調査



資料：国勢調査

(4) 児童数の動向

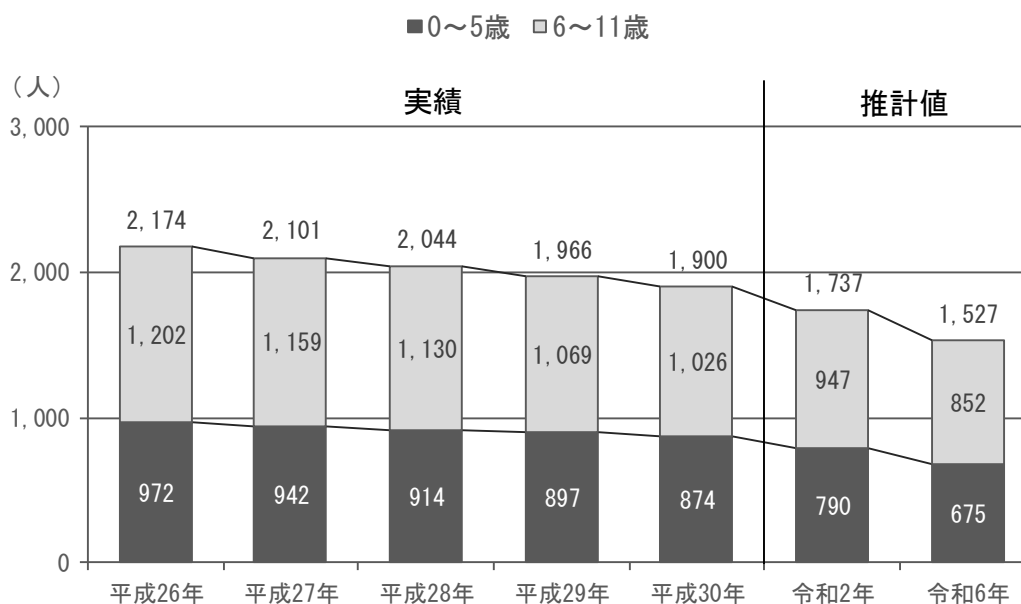
本町の11歳未満の児童数の動向をみると、年々減少傾向にあり、平成30年現在1,900人となっています。内訳は、0～5歳874人、6～11歳1,026人となっています。また、今後の推計値をみると、0～5歳、6～11歳とも減少傾向が続くと予測されています。

◆児童数の動向

単位：人

	実績					推計	
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和2年	令和6年
0～5歳	972	942	914	897	874	790	675
6～11歳	1,202	1,159	1,130	1,069	1,026	947	852
合計	2,174	2,101	2,044	1,966	1,900	1,737	1,527

資料：住民基本台帳登録人口 4月1日現在（推計値は、コーホート変化率法による値）

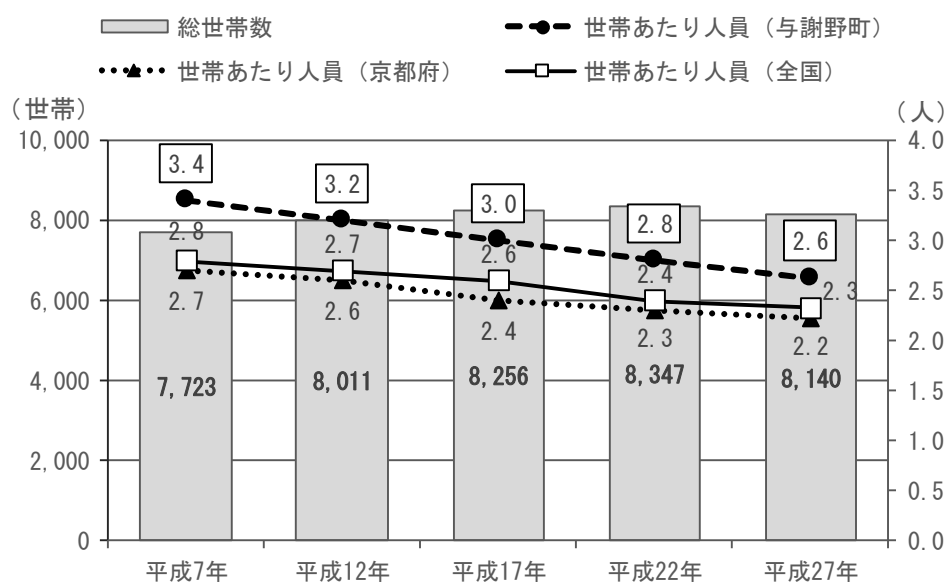


2 家庭や地域の動向

(1) 世帯の状況

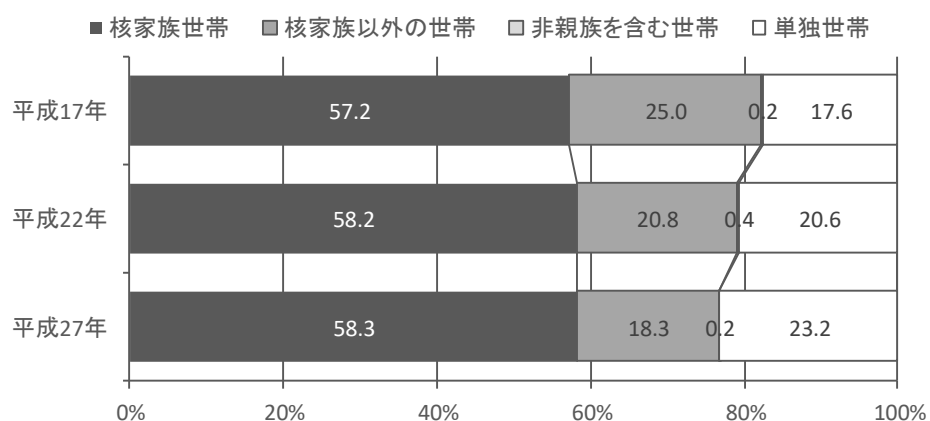
本町の世帯の推移をみると、総世帯数は平成22年まで増加傾向でしたが平成27年現在では8,140世帯と平成22年に比べ若干減少しています。世帯あたり人員については、全国や京都府と比較すると高い値となっていますが、急速な減少傾向がみられ、平成27年現在2.6人となっています。また、世帯構成の推移をみると、単独世帯の増加がみられます。

◆総世帯数と世帯あたり人員



資料：国勢調査

◆世帯構成の推移



資料：国勢調査

(2) 就労の状況

平成27年国勢調査によると、本町の就業率の状況は、男性、女性ともに京都府より高くなっています。特に女性では51.2%で京都府(45.3%)より5.9ポイント高くなっています。

女性の労働力率は、出産・子育て期以降に高くなり、全国や京都府と比較すると大きな差がみられます。

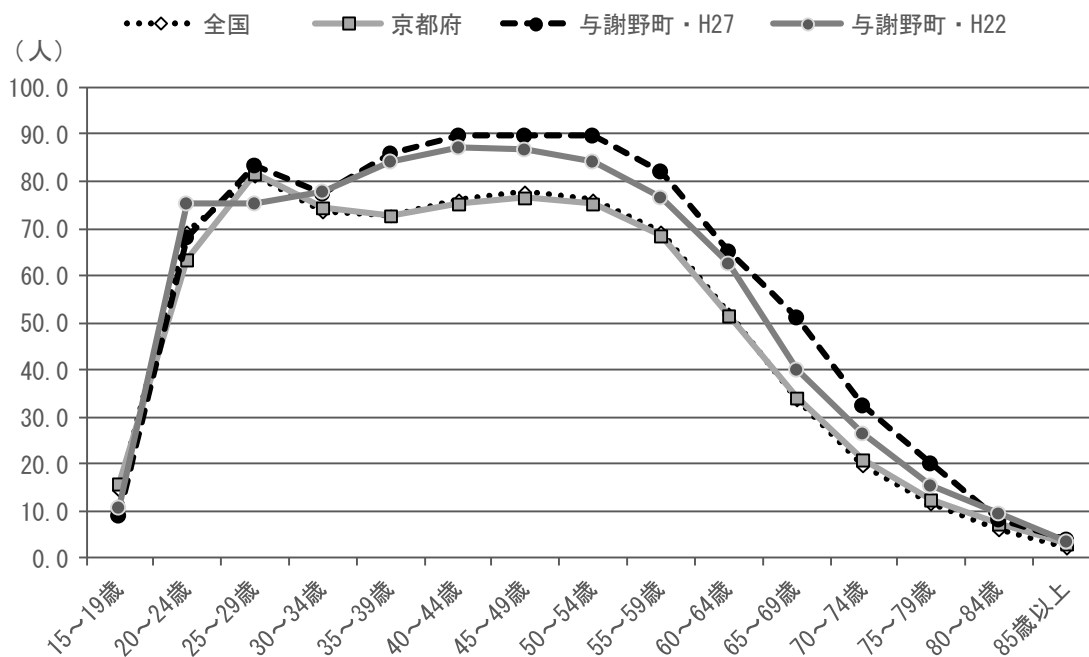
◆男女別就業率の状況(平成27年)

単位：人、%

	男			女		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
与謝野町	8,939	5,929	66.3	10,169	5,203	51.2
京都府	1,059,800	657,032	62.0	1,183,159	535,613	45.3

資料：国勢調査

女性の労働力率



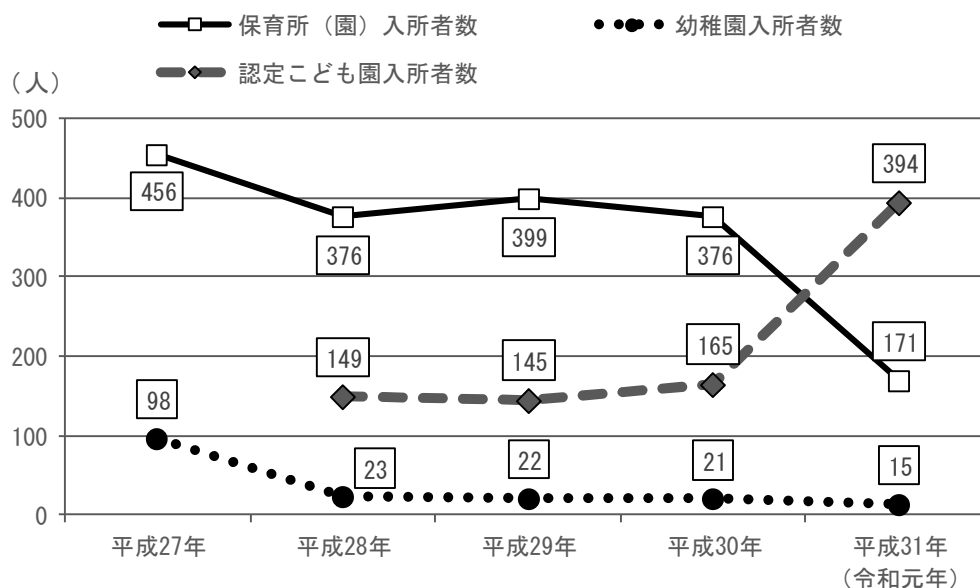
資料：国勢調査

3 子どもの状況

(1) 園児数の推移

本町の幼稚園・保育所（園）・認定こども園入所者数の推移をみると、幼稚園は、横ばい傾向が続いている一方で、保育所（園）から認定こども園への移行が進んでいます。

◆幼稚園・保育所（園）・認定こども園の入所者数の推移



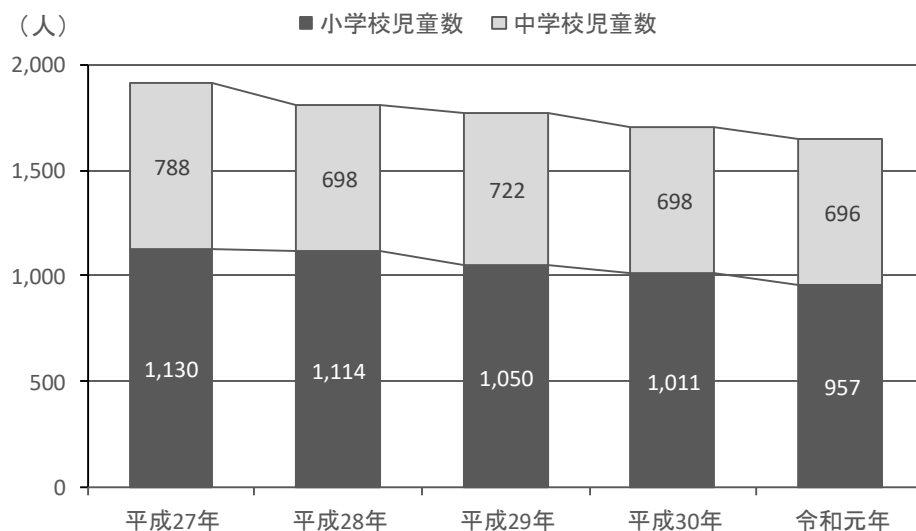
資料：子育て応援課

（保育所（園）・認定こども園は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在）

(2) 児童・生徒数の推移

本町の小中学校児童・生徒数の推移をみると、小学校・中学校ともに減少傾向となっています。

◆小中学校児童・生徒数の推移



資料: 学校教育課(各年5月1日現在)

◆小中学校児童・生徒数の状況

	小学校	中学校
学校数	9	3
児童・生徒数 総数	957	696
1年生	134	226
2年生	153	231
3年生	159	239
4年生	172	-
5年生	170	-
6年生	169	-

資料: 学校教育課(令和元年5月1日現在)

※学校数に休校中の岩屋小学校を含む

◆小学校の現状

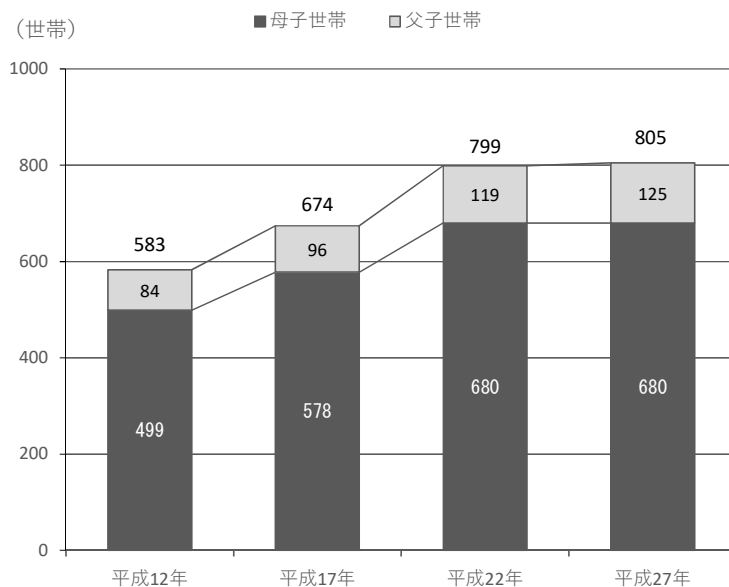
		児童数	学級数	教職員数
合計		957	65	116
野田川	石川	98	8	13
	市場	147	8	17
	三河内	85	7	14
	山田	99	7	12
加悦	加悦	136	8	16
	与謝	66	7	12
	桑飼	57	7	12
岩滝	岩滝	269	13	20

資料: 学校教育課(令和元年5月1日現在)

(3) 子どもの貧困に関する状況

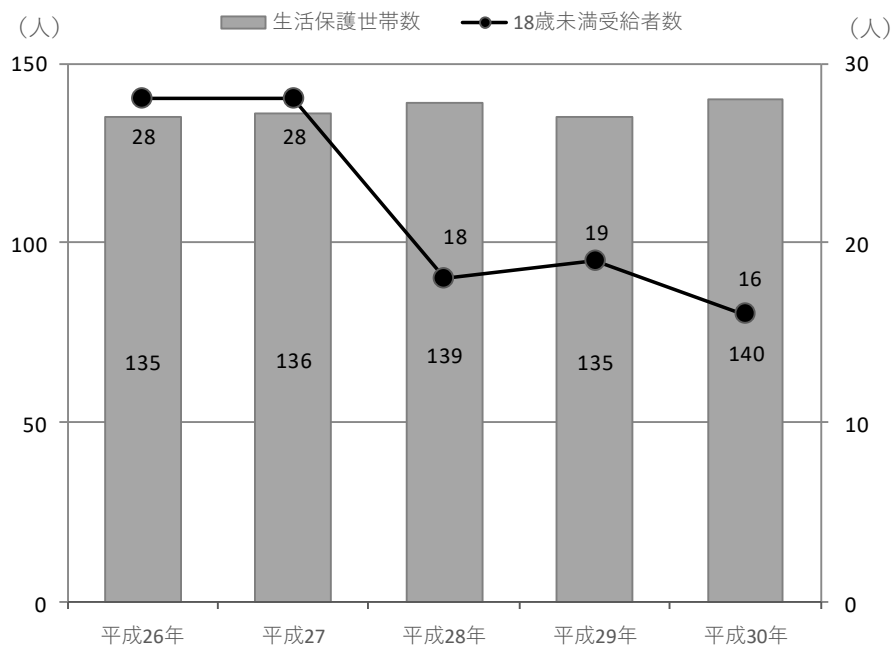
本町における子どもの貧困に関連する各種制度等の状況は次のとおりです。

◆ひとり親世帯数の推移



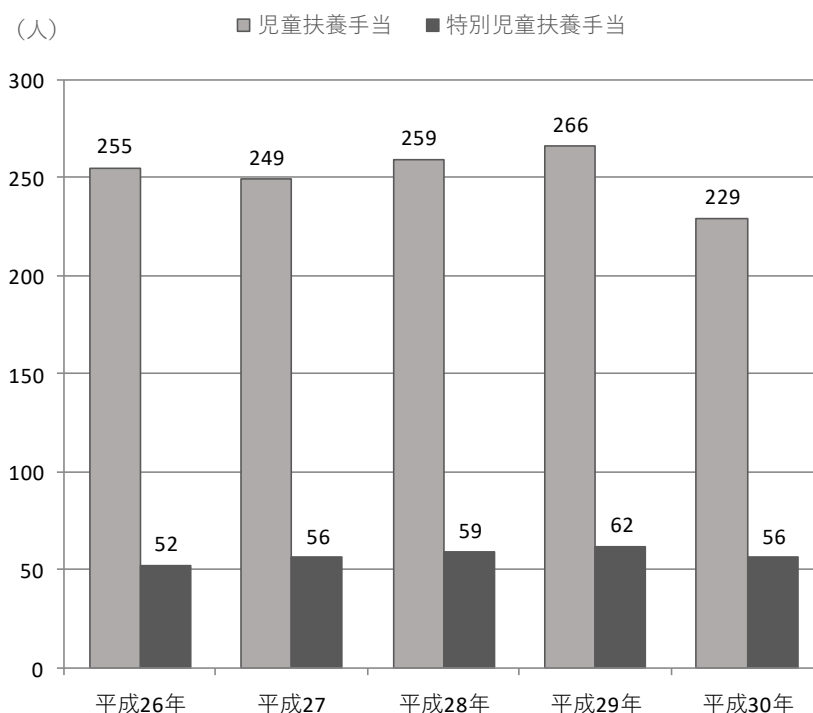
資料：国勢調査

◆生活保護受給世帯数の推移



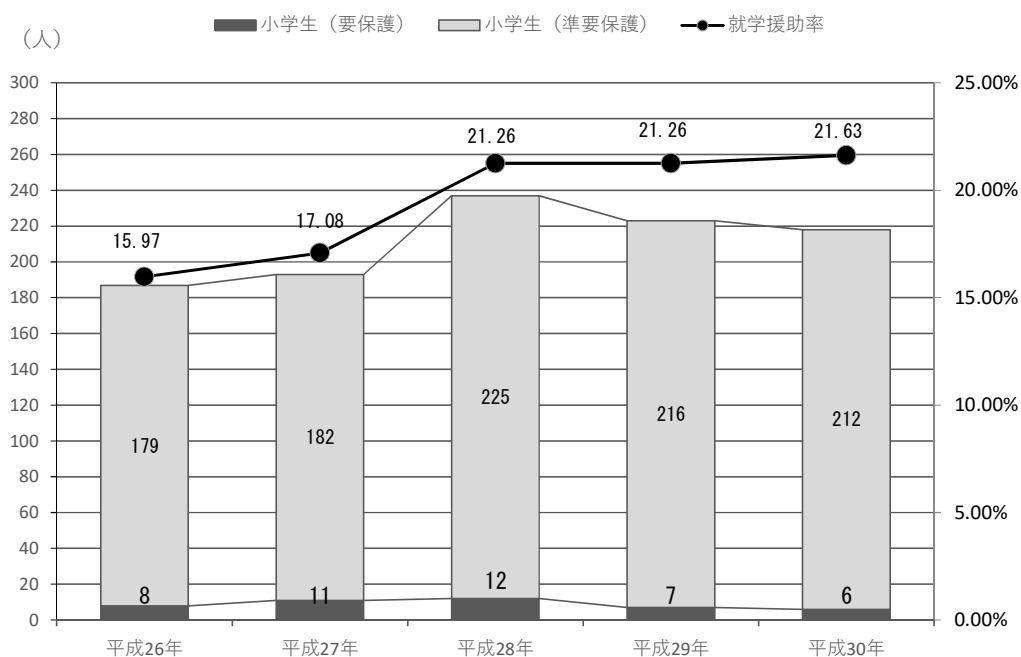
資料：福祉課 各年度末現在

◆児童扶養手当等受給者数



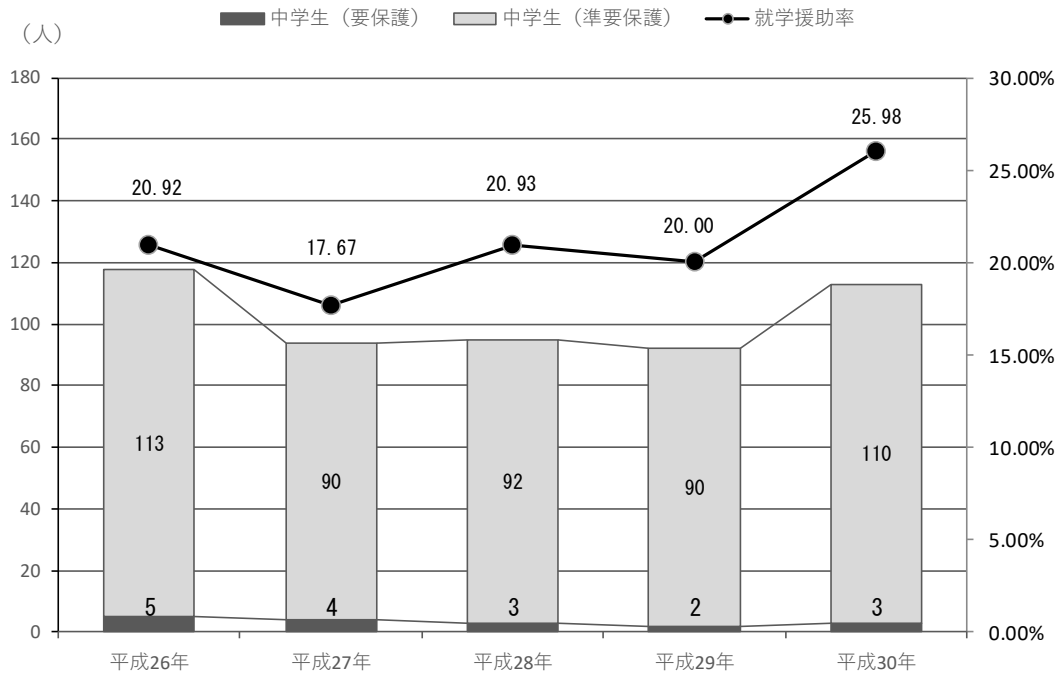
資料：子育て応援課 各年度末現在

◆就学援助受給率【町立小学生】



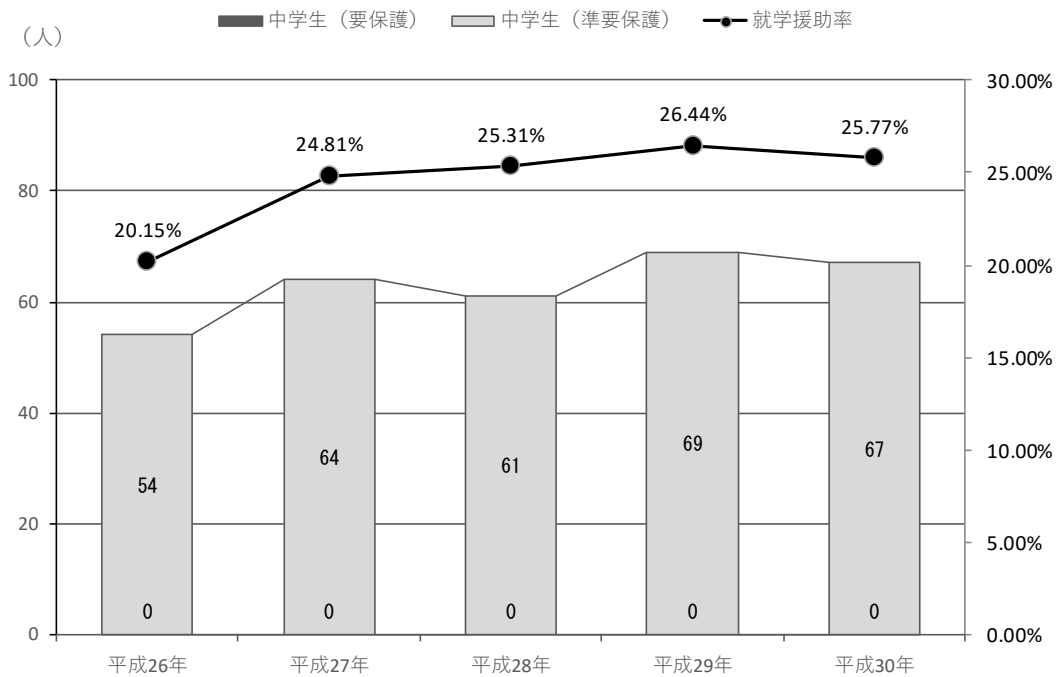
資料：学校教育課 各年度末現在

◆就学援助受給率【町立中学生】



資料：学校教育課 各年度末現在

◆就学援助受給率【組合立中学生】



資料：学校教育課 各年度末現在

4 就学前教育・保育の状況

(1) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の状況

町内の幼稚園については、平成31年で2箇所、定員数は170人となっており、入所者数は26人で定員を144人下回っています。保育所(園)については、平成31年で4箇所、定員数は249人となっており、入所者数は215人で定員を34人下回っています。認定こども園は、平成31年で3箇所、定員数は540人となっており、入所者数は394人で定員を146人下回っています。

◆幼稚園・保育所(園)・認定こども園の定員及び設置数

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
幼稚園	箇所数	3	2	2	2	2	
	定員数	275	170	170	170	170	
	入所者数	115	39	36	32	26	
	公立幼稚園	箇所数	2	1	1	1	1
		定員数	210	105	105	105	105
		入所者数	98	23	22	21	15
	私立幼稚園	箇所数	1	1	1	1	1
		定員数	65	65	65	65	65
		入所者数	17	16	14	11	11
保育所(園)	箇所数	10	8	8	8	4	
	定員数	885	660	660	660	249	
	入所者数	544	457	473	445	215	
	公立保育所(園)	箇所数	8	6	6	6	3
		定員数	885	660	660	660	180
		入所者数	456	376	399	376	171
	認可外保育施設	箇所数	2	2	2	2	1
		定員数	※(69)	※(69)	※(69)	※(69)	69
		入所者数	88	81	74	69	44
認定こども園	箇所数	-	1	1	1	3	
	定員数	-	180	180	180	480	
	入所者数	-	149	145	165	394	

資料: 子育て応援課(保育所(園)・認定こども園は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在)

※認可外保育施設の平成27年から平成30年の定員数()は、2箇所の内1箇所のみ定員数。

◆施設別園児数等の状況(平成31年度)

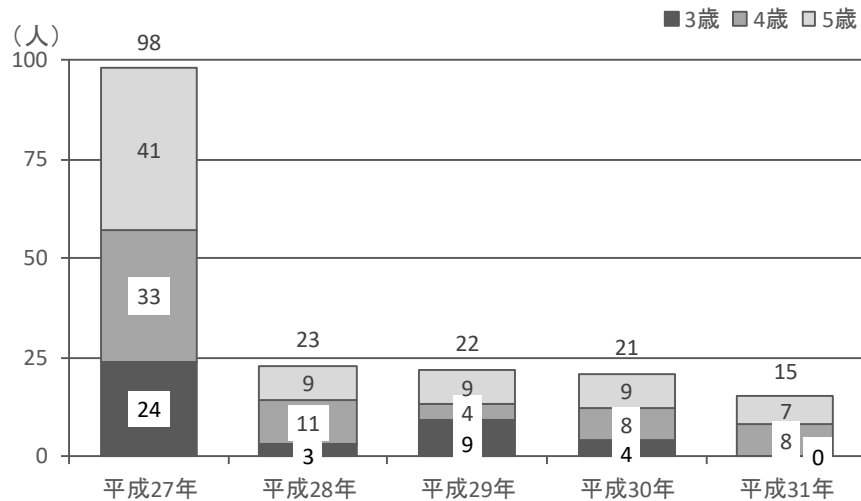
(人)

	定員	園児数							保育士・ 教員数	
		合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
幼稚園	170	26	0	0	0	4	12	10	7	
公立	三河内	105	15	-	-	-	-	8	7	3
	加悦聖三一	65	11	-	-	-	4	4	3	4
私立	65	11	-	-	-	4	4	3	4	
保育所(園)	249	212	2	31	35	46	51	47	49	
公立	加悦※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	与謝※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	桑飼	90	51	2	5	7	15	11	11	11
	市場※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山田	90	51	0	7	11	7	15	11	11
	石川	90	69	0	15	9	17	12	16	14
私立	69	41	0	4	8	7	13	9	13	
認定こども園	480	394	4	49	65	90	96	90	68	
公立	かえで	180	169	2	21	30	38	47	31	32
	かや	150	109	2	13	18	24	27	25	19
	のだがわ	150	116	0	15	17	28	22	34	17

資料: 子育て応援課(保育所(園)・認定こども園は4月1日現在、幼稚園は5月1日現在)

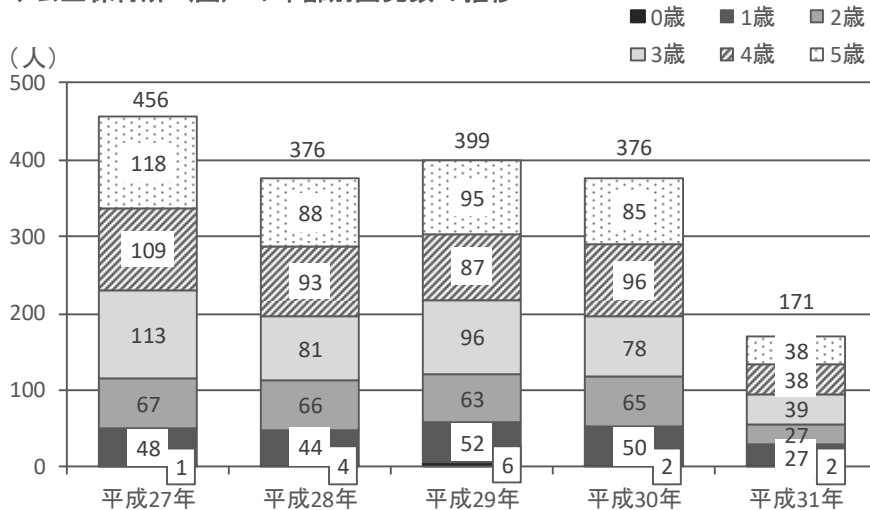
※「加悦保育園」「与謝保育園」「市場保育所」は平成31年3月末で閉所、閉園し、新たに「かやこども園」「のだがわこども園」を平成31年4月から開設。

◆公立幼稚園の年齢別園児数の推移



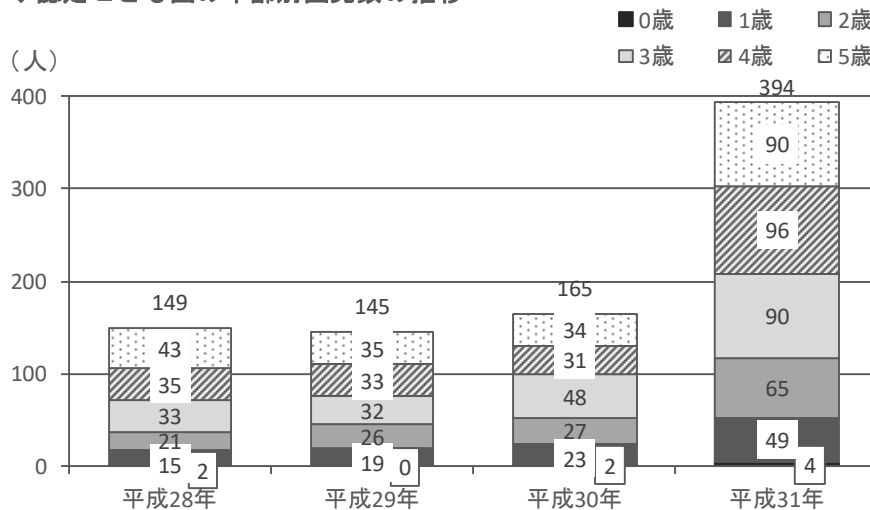
資料: 学校教育課 (各年5月1日現在)

◆公立保育所(園)の年齢別園児数の推移



資料: 子育て応援課 (各年4月1日現在)

◆認定こども園の年齢別園児数の推移



資料: 子育て応援課 (各年4月1日現在)

5 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援（新規）

利用者支援については、平成27年度より提供区域ごとに設置し、3箇所で実施しています。

◆利用者支援

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
実施箇所数	3	3	3	3	3

(2) 時間外保育事業

時間外保育事業については、平成27年度より認定こども園・保育所（園）で実施していましたが、令和元年度より認定こども園3箇所での実施となっています。

◆時間外保育事業

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
実施箇所数	4	4	4	4	3

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業については7箇所で実施しており、令和元年度（見込み）の利用人数は162人となっています。

◆放課後児童健全育成事業

単位：人、箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用人数	140	140	176	153	162
定員	180	180	220	230	215
実施箇所数	7	7	8	8	8

(4) 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）

子育て支援短期利用事業（ショートステイ）については、1箇所で実施していますが、令和元年度（見込み）の利用人数は2人となっています。

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況

単位：人、箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用人数	0	0	2	0	2
実施箇所数	1	1	1	1	1

(5) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業については、平成27年度以降対象家庭への訪問率が毎年度100.0%を達成しており、令和元年度の訪問数実績は127人となっています。

養育支援訪問事業についても、同じく平成27年度以降訪問率が100.0%となっています。

◆乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
対象者	153	151	135	126	127
訪問数	153	151	135	126	127
訪問率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◆養育支援訪問事業

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
対象者	22	23	28	23	15
訪問数	22	23	28	23	15
訪問率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(6) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については3箇所で実施しており、令和元年度(見込み)の利用者数実績は12,200人となっています。

◆地域子育て支援拠点事業

単位：人、箇所

提供区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
合計	8,300	11,062	10,815	12,770	12,200
加悦地域	3,687	2,877	2,706	2,067	1,900
岩滝地域	1,756	2,818	1,710	2,439	2,300
野田川地域	2,857	5,367	6,399	8,264	8,000
実施箇所数	3	3	3	3	3

(7) 一時預かり事業(在園児対象型)

一時預かり事業(在園児対象型)については、現在3箇所で実施しており、延べ利用人数は令和元年度(見込み)で1,230人となっています。

◆一時預かり事業(在園児対象型)

単位：人、箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用人数	2,188	1,118	1,526	1,599	1,230
実施箇所数	3	3	3	3	3

(8) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

一時預かり事業（在園児対象型を除く）については、現在3箇所を実施しており、延べ利用人数は令和元年度（見込み）で171人となっています。

子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、利用実績はありません。

◆一時預かり事業（在園児対象型を除く） 単位：人、箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	28	166	130	69	171
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
実施箇所数	3	3	3	3	3

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）については、令和元年度より1箇所を実施しています。

◆病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） 単位：人、箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
病児保育事業	—	—	—	—	10
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	0
実施箇所数	—	—	—	—	1

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）については、令和元年度まで実施していません。

(11) 妊婦に対する健康診査

妊婦健康診査については、令和元年度（見込み）では利用人数が126人となっています。

◆妊婦一般健康診査実施状況 単位：人、回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用人数	157	144	123	121	126
健診回数	1,716	1,770	1,456	1,331	1,764

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な理念

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければなりません。

また、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」の次のような基本指針の内容も踏まえる必要があります。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること
- 自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性

子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。

【与謝野町の子ども・子育ての基本的な理念】

このような背景をふまえ、与謝野町総合計画に掲げられた基本目標との整合のもとに、与謝野町の子ども・子育て支援の基本的な理念を次のとおりとします。

子育てするならこのまちで

保護者の状況などにかかわらず、
すべての子どもが良質な教育・保育を受けられ、健やかな育ちが保障されるまち、
豊かな自然に恵まれた環境の中で、
安心して子どもを生き育てられるまちを
地域・住民との協働のもとに目指します。

2 基本的な視点

(1) 子どもの視点

子どもに関する施策については、大人の視点だけで考えるのではなく、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」や「児童憲章」にもうたわれているように、子どもの権利が擁護されるよう施策を推進することが重要です。

このような中で、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、また、第2次与謝野町男女共同参画計画に掲げられているように、子育ては男女に限らず多様な視点に立った取組が重要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援にかかる利用者のニーズも多様化していることから、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

中でも、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

(4) 社会全体による支援の視点

子ども・子育て支援、次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、さまざまな担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策や子育て支援の観点からも重要です。

(6) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、「妊娠・出産支援」を含めて切れ目のない支援を推進することは、それらに関する住民の希望を実現するためにも必要です。地域の創意工夫の下、与謝野町の実情に応じた支援の展開が必要です。

(7) すべての子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援、次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、子どもの貧困対策を含め広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。その際には、支援を必要とする児童への社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育て支援に関する人材を確保する上で、保育士・教諭等の専門職だけでなく、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する育児経験豊かな主婦等を、次世代育成支援において効果的に活用することが必要です。

地域においては、子育てに関する活動を行う子育てサークル、子ども会、自治会を始めとするさまざまな地域活動団体、社会福祉協議会等のさまざまな民間事業者、主任児童委員・児童委員等が活動するとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、また、各地域の民俗芸能など地域に受け継がれる伝統文化もあることから、こうしたさまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

3 基本目標

基本的な理念及び基本的な視点やこれまでの次世代育成支援の取組を踏まえ、次の6つを基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

(1) 地域における子育て支援

子どもは、地域のさまざまな人々との関わりの中で育ちます。子育てを社会全体で支援する観点から保護者・家族・地域の人々が、お互いに助け合いながら子育てをする気持ちを大切にし、子育て中の家庭を地域ぐるみで応援する意識を高めるために、世代を超えたふれあいや地域における体験学習・活動を推進します。

子育てに関する相談や情報提供体制をはじめとして、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育サービスの充実や子育て支援のネットワーク、地域における人材育成、子どもの健全育成へ向けた取組、子育て家庭への経済的支援の充実に努めます。

親になる喜びや楽しさが実感できるように、妊娠期からの継続的な支援や、父親が積極的に子育てに参加し、家族全体で協力して子どもを育てていく意識を広めます。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を図り、子どもや母親の健康の確保、病気の予防や早期発見への取組、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実、食育の推進に加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実や不妊治療対策など、継続的な支援を推進します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と身体を育てていくために、保健・教育等のさまざまな分野が連携し、各発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行い、総合的な「生きる力」を育成するための環境を整備します。

また、次代の親を育成するために、子どもを生み育てることの意義や大切さを学べる教育機会を充実します。さらに、父母等の保護者の意識が重要であることから、親自身も学び育つことができるよう豊かなつながりの中での家庭教育の充実や地域の教育力の向上へ向けた取組を進めます。

(4) 子育て家庭にやさしい環境の整備

社会経済の変化やモータリゼーションの進展によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。また、昨今、子どもに関する社会的事件が急増していることから、子どもを犯罪から守り、安心して外出したり遊んだりできる安全・安心なまちづくりを進めます。また、子育て世帯向けの良質な住宅の確保や公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

職業生活と家庭生活との両立を通じて少子化対策や次世代育成支援の向上が図られるよう、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等を推進するとともに、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備や多様な働き方に対応した子育て支援の展開に努めます。

(6) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

被虐待児童・障害児・ひとり親家庭・貧困家庭・外国にルーツをもつ子どもなど、権利侵害を受けやすい、あるいは既に権利侵害を受けている子どもとその家庭に対するきめ細かな取組を推進するため、京都府が行う施策との連携のもとに、子どもの権利を守り尊重する、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭への支援、障害児施策、子どもの貧困対策の充実等に努めます。

4 施策の体系

基本目標	施策の方向
地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における子育て支援サービスの充実 ○ 保育サービスの充実 ○ 子育て支援のネットワーク ○ 子どもの健全育成 ○ 交流や集いの場づくり ○ 地域における人材育成 ○ 子育て家庭への経済的支援の充実
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや母親の健康の確保 ○ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ○ 食育の推進 ○ 小児医療の充実
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次代の親の育成 ○ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ○ 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上
子育て家庭にやさしい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な居住環境の整備 ○ 安全・安心なまちづくりの整備 ○ 子ども等の安全の確保
職業生活と家庭生活との両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等の推進 ○ 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開
要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ きめ細かな見守りと相談・支援体制 ○ ひとり親家庭等に対する支援の充実 ○ 障害児施策の充実

第2部 事業計画

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)

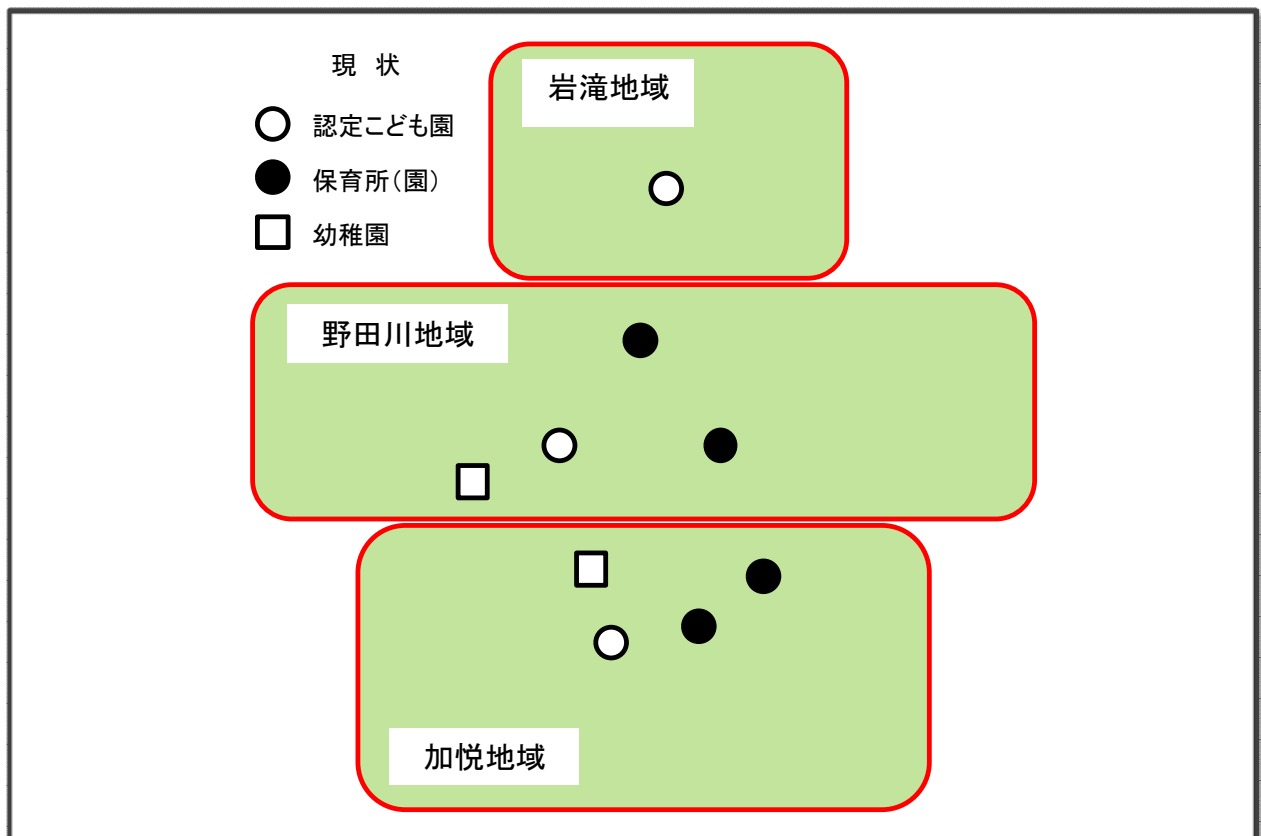
第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

- 区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。
- その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

2 区域設定

- 本町では「教育・保育」について、3地域ごとに認定こども園を設置していること、「地域子ども・子育て支援事業」のほとんどの事業について3地域ごとに需給調整することから、3地域を提供区域の基本とします。



第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。
- 提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている令和2（2020）年度末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定します。

【与謝野町全体における量の見込みと確保方策】

単位：人

		令和2年度				令和3年度			
		3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		18	13	394	242	16	13	366	235
②確保 方策	特定教育・保育施設	18	377		207	16	349		200
	特定地域型保育事業	0	0	0	25	0	0	0	25
	認可外保育施設	0	0	30	10	0	0	30	10
②確保方策 合計		18	407		242	16	379		235
②-①		0	0		0	0	0		0

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
14	12	326	250	14	12	312	241	13	10	305	234
14	308		215	14	294		206	13	285		199
0	0	0	25	0	0	0	25	0	0	0	25
0	0	30	10	0	0	30	10	0	0	30	10
14	338		250	14	324		241	13	315		234
0	0		0	0	0		0	0	0		0

(1) 加悦地域

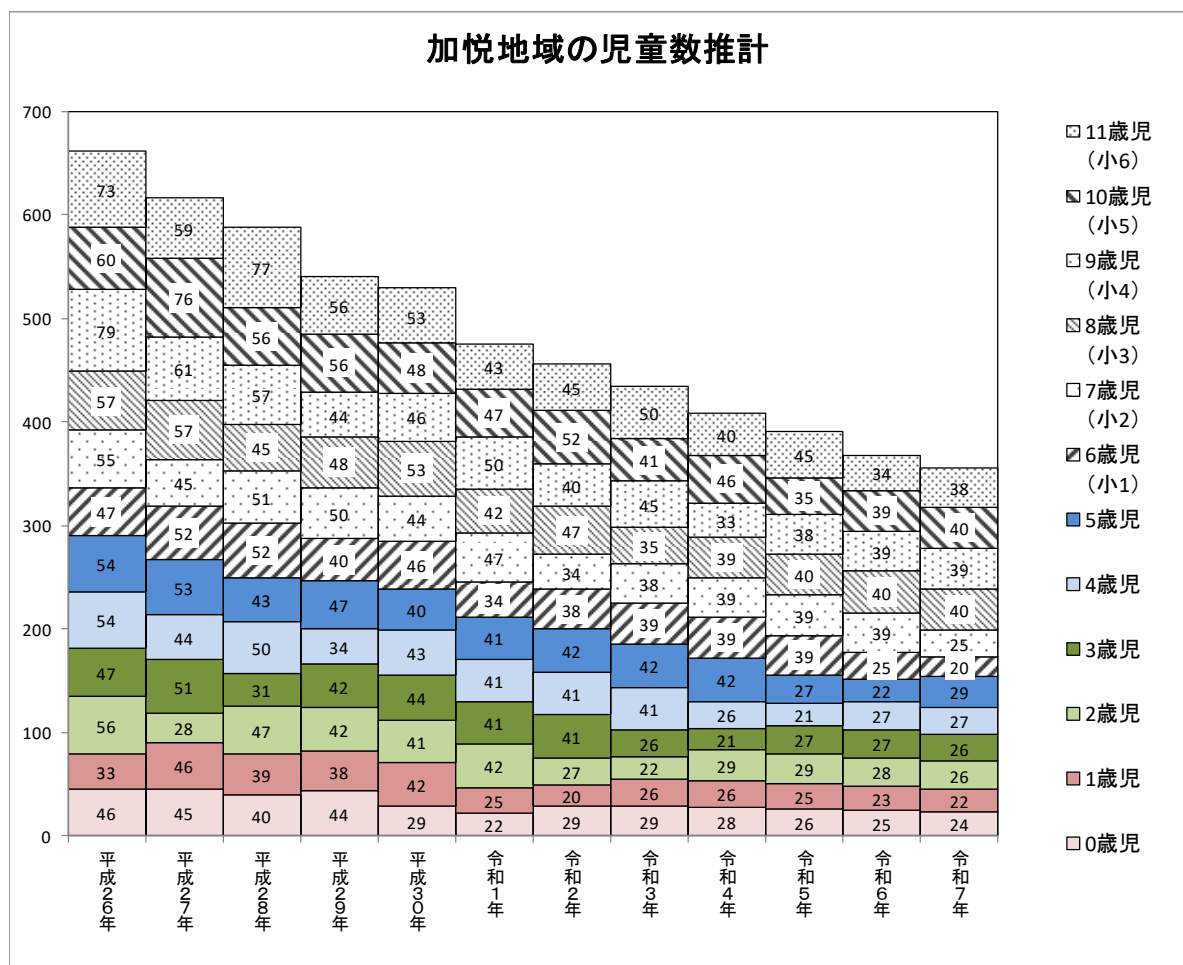
【現在の状況】（平成31年度）

	1号	+	2号		+	3号	=	計
	幼稚園		幼稚園希望	それ以外		0~2歳		
定員	65		309					374
利用	13		136			66		215

（定員の内訳）

私立幼稚園 65人	町立桑飼保育園 90人	町立かやこども園 150人
認可外保育施設 69人プラスα		

【児童数の推計】



【ニーズ量（必要利用定員総数） 令和4年度】

1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0～2歳	=	計
3		幼稚園希望 0	それ以外 80		61		144
3		141					

【確保方策の検討案】

認定こども園	
私立幼稚園	地域型保育の検討 認可外保育施設

- 町立桑飼保育園と平成31年4月より開設された町立かやこども園を統合し、新園舎（令和3年度より開園予定）において保育量の確保を図ります。
- 3号の受入れ対策として地域型保育のさらなる整備を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和2年度				令和3年度			
	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
		幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
①量の見込み(必要利用定員総数)	5	0	112	55	4	0	99	55
②確保 方策	特定教育・保育施設	5	82	35	4	69	35	
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	10
	認可外保育施設	0	0	30	0	0	30	10
②確保方策 合計	5	82	112	55	4	99	55	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
3	0	80	61	3	0	68	59	3	0	69	56
3	50		41	3	38		39	3	39		36
0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0	10
0	0	30	10	0	0	30	10	0	0	30	10
3	80		61	3	68		59	3	69		56
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 岩滝地域

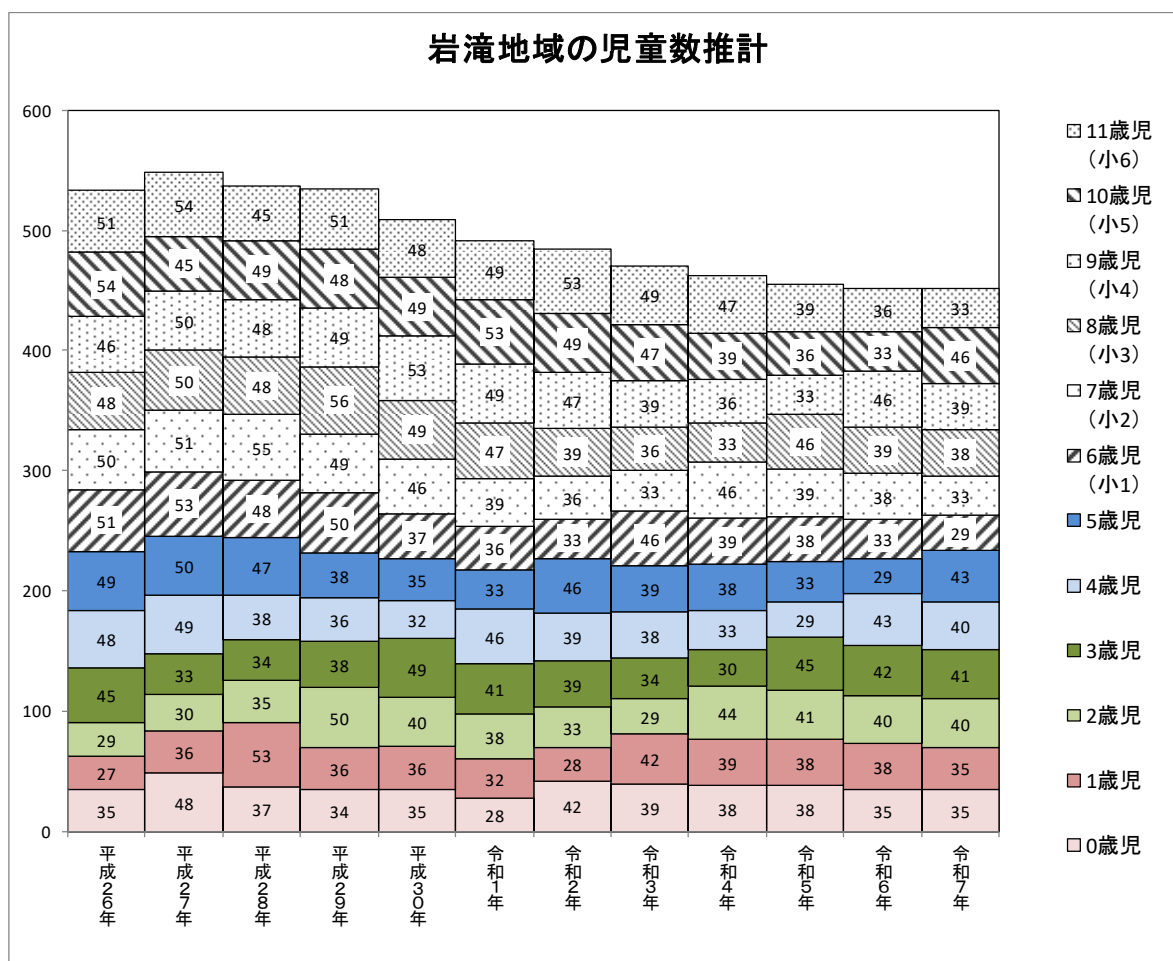
【現在の状況】（平成31年度）

	1号 幼稚園	+	2号 幼稚園希望 それ以外	+	3号 0~2歳	=	計
定員	0		180				180
利用	17		96		59		172

（定員の内訳）

町立かえでこども園 180人

【児童数の推計】



【ニーズ量（必要利用定員総数） 令和4年度】

1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
		幼稚園希望	それ以外				
5		0	90		70		
5			160				165

【確保方策の検討案】

認定こども園

- 町立かえでこども園による、確保方策を図ります。
- 3号の受入れ対策として地域型保育の導入を検討します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和2年度				令和3年度				
	3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)	3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)	
		幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外		
①量の見込み(必要利用定員総数)	6	0	110	56	5	0	99	62	
②確保 方策	特定教育・保育施設	6	110		56	5	99		62
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	
②確保方策 合計	6	110		56	5	99		62	
②-①	0	0		0	0	0		0	

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)	3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)	3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
5	0	90	70	5	0	95	67	5	0	102	66
5	90		70	5	95		67	5	102		66
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	90		70	5	95		67	5	102		66
0	0		0	0	0		0	0	0		0

(3) 野田川地域

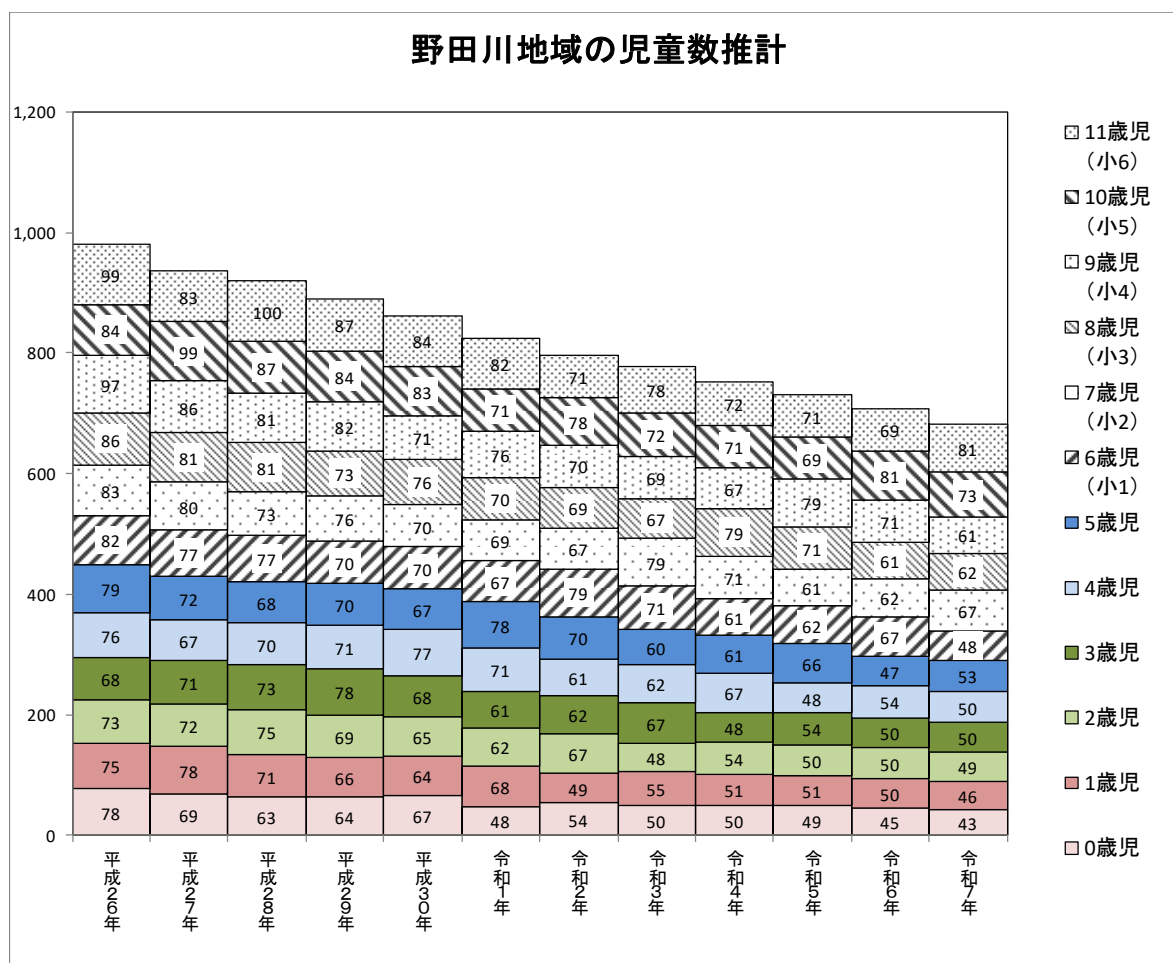
【現在の状況】（平成31年度）

	1号 幼稚園	+	2号 幼稚園希望 それ以外	+	3号 0~2歳	=	計
定員	105		330				435
利用	20		157		85		262

（定員の内訳）

町立三河内幼稚園 105人	町立山田保育所 90人	町立のだがわこども園 150人
	町立石川保育所 90人	

【児童数の推計】



【ニーズ量（必要利用定員総数） 令和4年度】

1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
		幼稚園希望	それ以外				
6		12	156		119		293
18			275				

【確保方策の検討案】

認定こども園	
町立保育所	地域型保育の検討

- 町立山田保育所、石川保育所、のだがわこども園を統合し、新園舎の開園を目指し、幼保連携型認定こども園としてのさらなる整備を図ります。
- 3号の受入れ対策として地域型保育のさらなる整備を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和2年度				令和3年度			
	3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)	3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)
		幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
①量の見込み(必要利用定員総数)	7	13	172	131	7	13	168	118
②確保 方策	特定教育・保育施設	7	185	116	7	181	103	
	特定地域型保育事業	0	0	0	15	0	0	15
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 合計	7	185	131	131	7	181	118	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)	3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)	3~5歳 教育のみ (1号)	3~5歳 保育あり (2号)		0~2歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
6	12	156	119	6	12	149	115	5	10	134	112
6	168		104	6	161		100	5	144		97
0	0	0	15	0	0	0	15	0	0	0	15
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	168		119	6	161		115	5	144		112
0	0		0	0	0		0	0	0		0

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、事業ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

(1) 利用者支援

【概要】

子ども及びその保護者が、認定こども園・保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、認定こども園の整備と合わせ提供区域に1箇所を基本に設置します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所数	3	3	3	3	3
確保方策	箇所数	3	3	3	3	3

【確保の方策】

- 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	現状	確保の方策
加悦地域	加悦子育て支援センター	加悦子育て支援センター
岩滝地域	岩滝子育て支援センター	岩滝子育て支援センター
野田川地域	野田川子育て支援センター	野田川子育て支援センター

※子どもの人口推移により、箇所数の再検討をします。

(2) 時間外保育事業

【概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

【実施方針と確保の方策】

幼保連携型認定こども園において、保育標準時間プラス 30 分の保育を実施するなかで、対応します。

さらなる時間外保育については、今後のニーズの動向を見極めながら検討します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	403	383	370	356	345
	箇所数	3	3	3	3	3
確保方策	箇所数	3	3	3	3	3



(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童が、学童保育所を利用するものです。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。また、利用希望の多い夏休み等の期間については、一時的に定員を増やすなどして待機児童解消に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年児の利用人数	195	195	195	190	180
	高学年児の利用人数	60	60	60	55	55
	箇所数	6	6	6	6	6
確保方策	定員	215	215	215	215	215
	箇所数	6	6	6	6	6

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	確保の方策
加悦地域	定員	70	70	70	70	70	令和2年度から1学童保育所に統合夏休みについては、一時的に定員を増やします
	箇所数	1	1	1	1	1	
岩滝地域	定員	50	50	50	50	50	現在の1学童保育所
	箇所数	1	1	1	1	1	
野田川地域	定員	95	95	95	95	95	現在の4学童保育所に加え、夏休みについては、一時的に受入れを増やします
	箇所数	4	4	4	4	4	

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

【実施方針】

ニーズ調査結果では利用量の見込みがありませんが、子育て短期支援事業について、保護者へ周知徹底を行うとともに、委託施設により対応します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	見込まれる利用人数	5	5	5	5	5
確保方策	子育て短期支援事業 （ショートステイ） （箇所数）	1	1	1	1	1



(5) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

【概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後5か月、6か月ごろの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものです。

養育支援訪問事業は次の対象者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行うものです。

- 乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）
- 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）

【実施方針】

予防の視点からも、乳児家庭全戸訪問事業とそこからつながる養育支援訪問事業の十分な実施体制を確保します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	乳児家庭全戸訪問事業(見込まれる人数)	125	118	116	113	105
	養育支援訪問事業(見込まれる人数)	15	15	15	15	15
確保方策	実施体制	4	4	4	4	4
	実施機関	子育て 応援課	子育て 応援課	子育て 応援課	子育て 応援課	子育て 応援課

【確保の方策】

- 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。(人数)

提供区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	確保の方策
加悦地域	3	3	3	3	3	主任児童委員等による訪問
	2	2	2	2	2	保健師による全戸訪問
岩滝地域	3	3	3	3	3	主任児童委員等による訪問
	2	2	2	2	2	保健師による全戸訪問
野田川地域	3	3	3	3	3	主任児童委員等による訪問
	5	5	5	5	5	保健師による全戸訪問

(6) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置するため、おおむね提供区域に1箇所を基本に設置します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	見込まれる利用人数 (月あたり)	679	662	699	675	650
確保方策	箇所数	3	3	3	3	3

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。(人数)

提供区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	確保の方策
加悦地域	183	179	188	182	175	加悦子育て支援センター
岩滝地域	204	198	209	202	195	岩滝子育て支援センター
野田川地域	292	285	302	291	280	野田川子育て支援センター

※子どもの人口推移等により、箇所数の再検討をします。

(7) 一時預かり事業（在園児対象型）

【概要】

通常の1号認定の教育時間の開始前や終了後に園児を預かる事業です。

【実施方針と確保の方策】

ニーズ調査結果と、第1期計画期間における実績を鑑み量の見込みを算出します。確保方策では、引き続き認定こども園での受け入れ体制の確保を図ります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	①1号認定による利用 (人数/年)	63	58	52	50	49
	②2号認定による利用	—	—	—	—	—
確保方策	一時預かり事業(在園 時対象型)	63	58	52	50	49

(8) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【概要】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

事業としては一時預かりのほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）が想定されています。

【実施方針】

引き続き、認定こども園での受け入れ体制の確保を図ります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	見込まれる利用人数 (年間)	100	100	100	100	100
確保方針	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	100	100	100	100	100
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。(人数)

提供区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	確保の方策
加悦地域	20	20	20	20	20	認定こども園において実施。
岩滝地域	70	70	70	70	70	認定こども園において実施。
野田川地域	10	10	10	10	10	認定こども園において実施。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【概要】

子どもが病気または病気の回復期にあり、保育所（園）等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

【実施方針】

ニーズに対応するため、宮津市・伊根町と共同で定員6人の病児保育1箇所（宮津与謝病児保育所 りりふる）により確保します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	見込まれる利用人数 (年間)	1,167	1,106	1,071	1,029	997
確保方策	病児保育事業	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
		1	1	1	1	1
	子育て援助活動支援 事業(病児・緊急対応 強化事業)	0	0	0	0	0



(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）

【概要】

育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、育児支援をしたい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです。

【実施方針】

ニーズ調査結果では利用量の見込みがありませんが、子育て支援だけでなく、幅広い層を対象とした仕組みづくりを検討します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	見込まれる利用人数 (週あたり)	0	0	0	0	0
確保方策	子育て援助活動支援事業(就学後)	0	0	0	0	0

(11) 妊婦に対する健康診査

【概要】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	見込まれる人数	125	118	116	113	105
	健診回数	1,750	1,652	1,624	1,582	1,470
確保方策	実施場所	医療機関				
	検査項目	厚生労働省妊婦健診の実施についての基準に基づく項目				
	実施時期	随時。1人あたり14回。				

第4章 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 認定こども園における教育・保育

- 各認定こども園により教育・保育の質の向上を図ります。
- 新たな認定こども園の定員規模については、将来的に過剰なものとならないよう中長期的なスパンで子どもの人口を推計したうえで設定します。
- クラス人数等の集団規模について子どもの健全な発達を支援する観点から適正な規模が保障されるよう図ります。

2 地域型保育の導入

- 特に3号（3歳未満児の保育）のニーズに応えるため、認定こども園と連携した地域型保育（小規模保育等）の導入を図ります。
- 地域型保育の場所については、現状の教育・保育施設等の有効活用を図ります。

3 人材の確保

- 幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育ニーズに対応するための保育士・保育教諭等の確保に努めます。
- 子育て支援に参画したい地域の人材を活用する「子育て支援員」などの仕組みを検討するとともに、託児スタッフ養成講座修了後の「託児スタッフ」の活躍の場を確保します。

4 教育・保育の質の向上

- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等幼児教育の質の向上を図るために必要な推進体制を確保するため、近隣市町と連携し、幼児教育アドバイザーの育成を支援します。

5 教育・保育に係る関係機関の連携

- 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）を図るための取組を推進します。
- 幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携を図るための取組を推進します。

第3部 事業の取組

第1章 地域における子育て支援

近年、少子高齢化のさらなる進行や就労環境の変化、インターネット（スマートフォン）の普及によるあらゆる場面における情報化の進展等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育て家庭の孤立化や負担感・不安感の増大、地域における子育て力の低下などが懸念されています。今後は、子育てを社会全体で支援していくことが必要です。

そのためには、既存の施設の有効活用や、子育てに関する情報提供、人材育成等に努めつつ、子育て家庭と地域との交流を促進して、地域のつながりによって安心して子育てができるよう支援体制を充実させるとともに、引き続き、子ども・子育て支援法にもとづき子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

1 地域における子育て支援サービスの充実

子育てを社会全体で支援していく観点から、本町におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。また、子育てに関し不安や悩みが生じても解決が図れるよう、地域の身近なところで子育ての情報を入手したり相談できる機会や場が必要です。

このため、子育て支援に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整、子育て支援に携わる人材育成等を行い、子育て中の孤立防止や虐待防止に努めながら、母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めます。

事業名	事業内容	担当課
1 子育て相談	平成28年度より子育て世代包括支援センターを設置し、子育て全般を対象とした総合的な相談窓口業務を行っています（利用者支援）。今後は、母子保健事業についても担当し、保健、子育てが一本化できるよう体制強化を図ります。	子育て応援課
2 子育て支援に関する情報・資料提供	年1回程度冊子の情報更新を行い、子育て情報とともに町への定着にもつながるような掲載内容の充実を図ります。	子育て応援課
3 地域子育て支援センター事業	町内3箇所のセンター運営を継続し、子育て中の孤立防止や虐待防止につながるよう、さらなる子育て支援の充実を図ります。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
4 乳幼児家庭支援事業の検討	・乳児のいる家庭を訪問し、相談・助言を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を継続します。 ・「養育支援訪問事業」については支援する人材育成について検討を進めながら、福祉サービスの利用を図り支援につなげます。	子育て応援課
5 ファミリー・サポート・センターの検討	子育て支援のみに限定せず、幅広い内容の援助を対象とした仕組みづくりを将来の検討課題とします。	子育て応援課
6 私立保育施設への助成	引き続き、民間の保育施設へ運営費の助成を行います。	子育て応援課

2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、子ども・子育て支援法にもとづき、必要な措置の実施に努め、多様な保育需要に対応できるようサービスの提供体制の充実を図ります。また、保育士の専門性の確保など保育サービスの質の向上に努めます。

事業名	事業内容	担当課
7 通常保育（2号認定）	公立の幼稚園、保育所（園）を再編し、認定こども園のさらなる整備を行い、就学前のすべての子どもに、統一した教育・保育を提供するものとします。	子育て応援課
8 時間外保育	認定こども園において、標準保育時間の他に、早朝の時間外保育を実施します。	子育て応援課
9 乳児保育（3号認定）、産後の休業及び育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保	産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用できるよう、環境整備を進めるとともに、情報提供や相談支援を行います。	子育て応援課
10 一時保育	認定こども園内において、現行の一時保育事業を継続して実施します。	子育て応援課
11 保育所（園）等保育士研修	乳幼児保育教育の課題を的確に捉え、専門職としての保育教育者の資質及び指導力の向上を図るため、各種研修に参加する他、全保育士（臨時職員含む）を対象とした全員研修会を実施します。	子育て応援課
12 保育所（園）等施設整備	認定こども園において、新規施設の建設または既存施設の改修等、計画的な施設整備を実施します。	子育て応援課
13 病児保育事業	病気やその回復期にあり集団保育に支障がある場合、一時的に保育を行う「病児保育」について、宮津与謝病児保育所りりふるにて実施します。	子育て応援課

3 子育て支援のネットワーク

関係機関との連携の充実を図りつつ、子育て中の孤立や、いじめ・不登校・進学・児童虐待等、子育てを取り巻くさまざまな相談に対応する総合的な相談窓口の設置を継続して行います。

事業名	事業内容	担当課
14 児童相談事業	いじめ・不登校・進学・児童虐待など子育てをとりまく相談内容も多様化しているため、子ども全般を対象とした総合的な相談窓口を引き続き設置します。	学校教育課 子育て応援課
15 教育相談事業	いじめや学校不適応など相談内容も多様化しているため、町教育委員会と学校及び町適応指導教室との連携の充実を図りつつ、子ども全般を対象とした総合的な相談窓口を引き続き設置します。	学校教育課

4 子どもの健全育成

少子化が進む中で、ふれあい・遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達を支援するため、地域住民の協力を得ながら、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めます。

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、質の高い学童保育の実現を行います。

事業名	事業内容	担当課
16 学童保育施設整備・運営	放課後留守家庭の小学生児童に対し、学童保育施設において指導を行い、健全育成を図ります。施設と指導員を確保し、充実した放課後児童の健全育成事業となるよう、さらに質の高い学童保育の実現を目指します。また、加悦地域の小学校再編に伴い、約3年間加悦地域公民館大ホールにて学童保育を開設します。	社会教育課
17 公民館活動委託事業	各地域の分館における公民館活動に取り組むとともに、さらなる活性化策について検討を進めます。令和元年度には与謝野町公民館連絡協議会が設立されるなど、自ら学ぶという公民館活動の趣旨に沿った活動を展開しています。	社会教育課
18 スポーツ施設の充実	町民の生涯スポーツにかかるスポーツ施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、町の施設の在り方を含め検討します。	社会教育課
19 青少年健全育成事業	青少年健全育成の取組を継続しながら、与謝野町としての一体感の醸成を図ります。	社会教育課

事業名	事業内容	担当課
20 PTA 事業費補助金	引き続き、PTA活動の支援に努めます。	社会教育課
21 PTA・子ども会等活動補助事業 社会教育関係団体活動補助事業	引き続き、各地区で活動される青少年健全育成団体への支援に努めます。 各種団体の活動を支援することで、引き続き社会教育の推進を図ります。	社会教育課
22 中体連・小体連助成	中体連、小体連が実施する児童生徒の体育・スポーツの振興と競技力の向上につながる取組を支援します。	学校教育課
23 ブックスタート事業	乳児健診時に本を介し、親子のふれあいによる心の安定や、子どもの読書活動を促進するため、引き続き、職員が会場に出向き、保護者への絵本の読み聞かせを行います。	社会教育課 子育て応援課
24 図書館・視聴覚ライブラリー事業の充実	子どもの感性や創造性を育成するため、月に1度（館ごとに実施）のおはなし会をはじめとして読書意欲を高めるイベントを実施します。また、蔵書のうち児童書の充実を図り、利用を促進します。	社会教育課
25 少年少女スポーツ団体活動補助事業	子どもたちの健全育成を目指し、指導者研修会、クラブ補助金の交付、加盟団体のクラブ員増加を目的とした広報を実施します。	社会教育課
26 音楽フェスティバル事業	各小中学生による楽器演奏・合唱等の発表会について、小中学校の教育課程との調整を図りながら継続して実施します。	学校教育課
27 スポーツ教室の開催	青少年の健全育成、健康の増進、スポーツの普及、技術の向上を目的として、ニュースポーツ教室を継続的に実施し、子どもだけでなく大人も楽しめる生涯スポーツの普及を目指します。	社会教育課
28 スポーツクラブ	子どもから高齢者まで世代を超えてスポーツが楽しめるよう、スポーツクラブの在り方について検討し、イベントの開催を行います。	社会教育課
29 地区公民館活動推進事業	地区公民館活動において、引き続き、青少年健全育成講座や家庭教育講座などの青少年健全育成等に取り組んでいきます。	社会教育課
30 スポーツ推進委員連絡協議会補助	積極的に研修に参加し、スポーツ推進委員の質の向上を図ります。また、「与謝野ひまわり体操」の普及や、スポーツ推進委員主催によるイベントも開催します。	社会教育課
31 体育協会助成事業	体育協会への支援を継続し、スポーツ人口の増加に努めます。 また、体育協会主催で開催している町内駅伝を今後も継続できるよう支援します。	社会教育課
32 土曜・夏休み子ども講座事業	多彩な体験活動の機会づくりとして、地域の方々等の協力を得ながら、各種講座を開催します（土曜日の教育支援体制等構築事業）。また、時代のニーズに応じた新たな講座についても検討を進めます。	社会教育課
33 中学校生徒会活性化事業	円滑な生徒会活動ができるよう、今後も補助を行います。	学校教育課

5 交流や集いの場づくり

子どもの健全育成のための安全・安心な居場所づくりと合わせて、地域の公共施設、空き店舗・空き家など多様な地域資源の活用を図りながら、さまざまな地域サロンなどとの連携による多世代での交流や集いの場づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
34 地域における交流・集いの場づくり	多様な地域資源の活用を図りながら、さまざまな地域サロンなどとの連携による多世代での交流や集いの場づくりについて、今後も可能な範囲で支援を行います。	社会教育課 子育て応援課
35 キッズステーション	地域のすべての子どもを対象とした居場所づくり、遊び場づくり、地域住民との触れ合いの場づくりとなるキッズステーションの整備に対し、可能な範囲で支援を行います。	子育て応援課

6 地域における人材育成

子ども・子育て支援制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、「子育て支援員」など育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の育成に努め、地域の人材の効果的な活用を図ります。

事業名	事業内容	担当課
36 「子育て支援員」等の人材育成	小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、学童保育、地域子育て拠点等の事業における新たな人材確保として、育児経験豊かな主婦等を対象として、必要な研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、これらの分野の活躍につなげます。引き続き、託児スタッフ養成講座の開催を支援し、修了された「託児スタッフ」の活躍の場の確保に努めます。	子育て応援課

7 子育て家庭への経済的支援の充実

経済的支援を必要とする子育て家庭をはじめ、すべての子育て家庭に対して、各種の経済的支援及び制度の周知等を行います。

事業名	事業内容	担当課
37 児童手当	継続して児童手当法に基づき支給します。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
38 保育料	引き続き、保育料の減免制度を継続します。また、負担の公平性の確保に基づき、引き続き滞納処分を強化します。	子育て応援課
39 就学援助	引き続き、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して、健やかな学校生活を送れるよう援助します。	学校教育課
40 奨学資金の貸与	引き続き町広報誌や有線TVの文字放送等を通じて、制度の周知を図りながら、経済的理由により進学が困難な世帯に対し、奨学資金の貸与を行います。	学校教育課



第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもを安心して育てるためには、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」（第二次計画）の趣旨を踏まえつつ、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期における親子の健康を確保するための切れ目のない母子保健事業の充実とともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供、「食」を通じた各種施策の充実を図ることが必要です。

一方、思春期においては、薬物乱用等や喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加等の問題などが深刻化していることから、これらの正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、必要な時に適切な医療が受けられるよう小児医療体制等の整備を図ります。

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保され、地域で安心して子育てができるよう、産後ケア事業をはじめ妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を図り、乳幼児健診、新生児訪問、育児教室等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。また、発達障害への支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
41 母子健康手帳交付	妊産婦及び乳幼児の健康管理を進めるため、妊娠届けの際に母子健康手帳を交付します。子育て応援課のみの交付とし、妊婦の全数管理を行っています。また、交付時にアンケートをとり、産後の支援につなげています。	子育て応援課
42 妊婦・産婦健康診査受診票の交付	妊婦・産婦及び胎児の健康管理のため実施する健康診査については、国、府の動きに合わせ、現状維持していきます。	子育て応援課
43 不妊治療	不妊治療に要する医療費を、1年間に6万円を上限として、人工授精治療費については10万円を上限として費用の1/2を助成します。特定不妊治療の交通費について一部助成します。	子育て応援課
44 不育治療	妊娠の継続のための不育症に要する医療費について1回の妊娠につき10万円を上限として費用の1/2を助成します。	子育て応援課
45 妊娠・出産・育児に関する情報提供	保健師が直接母子手帳、妊婦健康診査受診券を交付するとき、アンケートをとり支援状況を確認するとともに、指導も含めて、妊娠、出産、育児に関するパンフレット等必要な情報を提供していきます。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
46 ハローベビープロジェクト事業	妊娠中期の妊婦と配偶者またはパートナーに面接をおこない、妊娠期から出産、子育てについて親子が安心して過ごせるようハローベビー計画書を一緒に作成します。また、産後に関連する事業の紹介をし、産前産後の切れ目のない支援事業の一環とします。	子育て応援課
47 プレママ café	妊娠期の不安解消と妊婦同士の交流を目的に定期開催し、その中で助産師相談、歯科衛生士相談、図書館司書のお話等を行い、子育て支援につなげます。	子育て応援課
48 乳幼児健康診査	乳幼児の健全な発育、発達を促進するため実施している乳幼児健診（フッ素塗布を含む）を継続し、子育て支援も含めた個別対応を充実するとともに、地域に分かりやすい支援体制の確立を目指します。	子育て応援課
49 新生児聴覚検査費用助成事業	与謝野町の町民で、新生児聴覚検査を受けたお子さんの保護者に対して2,000円を助成し、費用負担の軽減と、難聴等の早期発見につなげます。申請期間は、新生児聴覚検査を受けた児が1歳に到達するまでの期間としています。	子育て応援課
50 予防接種	伝染病に対する免疫確保を図り、感染症の蔓延防止と感染予防に努めるため、国の動きに合わせて、必要な方へ接種勧奨を行います。	保健課
51 妊産婦・新生児家庭訪問	地域での子育てに安心感を持って臨めるよう、継続して妊産婦、新生児のいる家庭を保健師が訪問し、必要な支援を行います。また、養育支援訪問が必要なケースへの支援強化を図ります。	子育て応援課 福祉課
52 産後ケア事業	産後に支援者がなく親子に支援が必要と判断された産婦や産婦健診結果により、うつ点数高値等で支援を要すると判断された産婦に対して、委託医療機関の宿泊型、みやま福祉会のデイサービス型の産後ケア事業を希望により提供します。（有料）	子育て応援課
53 産後ケアリフレッシュ事業	産後の子育てに奮闘されている親子を対象に、食事などゆっくり過ごして、リフレッシュする場を提供します。（有料）	子育て応援課
54 幼児健康相談	幼児の健全な発育、発達を促進するため、必要な乳幼児を対象に、身体計測と保健指導を実施します。また、子育て支援センターを活用し、子育ての不安解消等希望者にすくすく相談等育児相談を実施するとともに、助産師、歯科衛生士等の相談機会を設け、相談内容の充実を図ります。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
55 離乳食教室	KYT の利用もあわせて、引き続き栄養士による離乳食指導と保健師による育児指導、赤ちゃん体操などを行います。また、4～5か月の子どもを対象に離乳食の指導、母親同士の交流、育児指導を実施します。	子育て応援課
56 発達サポート事業	年中児を対象に、相談・支援事業を実施し、集団生活の中で顕在化する軽度な発達障害児を早期に発見し、関係機関の連携により子どもの個性に合わせたスムーズな就学を支援します。フォロー体制として、町内の全保育施設において、年中児全員を対象とした園巡回、ソーシャルスキルトレーニング等を実施しています。 また、保護者対象にほめ方教室を実施します。	子育て応援課
57 巡回親子歯科教室	保育所（園）・幼稚園・こども園で歯科衛生士による虫歯予防、歯周疾患予防について親子歯科教室を行います。	子育て応援課
58 食育巡回指導	幼児期における食生活の正しい知識を身につけられるように、保育所（園）・幼稚園・こども園の年長児を対象に遊びを取り入れた食事教育を栄養士が行い、併せて喫食状況の把握を行います。	子育て応援課

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自殺や不健康やせ等の思春期におけるさまざまな問題に対応し、健全な成長を支援するため、心のケアや性に関する健全な意識の醸成と併せて、妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。また、関係機関の連携を図りながら、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
59 心の教育関連事業	いじめや校内暴力等の問題行動、不登校や学校不適應など相談内容も多様化しているため、教育委員会と学校及び適応指導教室との連携の充実を図りながら、子ども全般を対象とした総合的な相談窓口を引き続き設置します。	学校教育課
60 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及	小・中学生を対象として、発達段階に応じた指導等、今後も更に研究協議等を通して、課題解決を図ります。 妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課

3 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとするさまざまな分野の連携のもとに、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

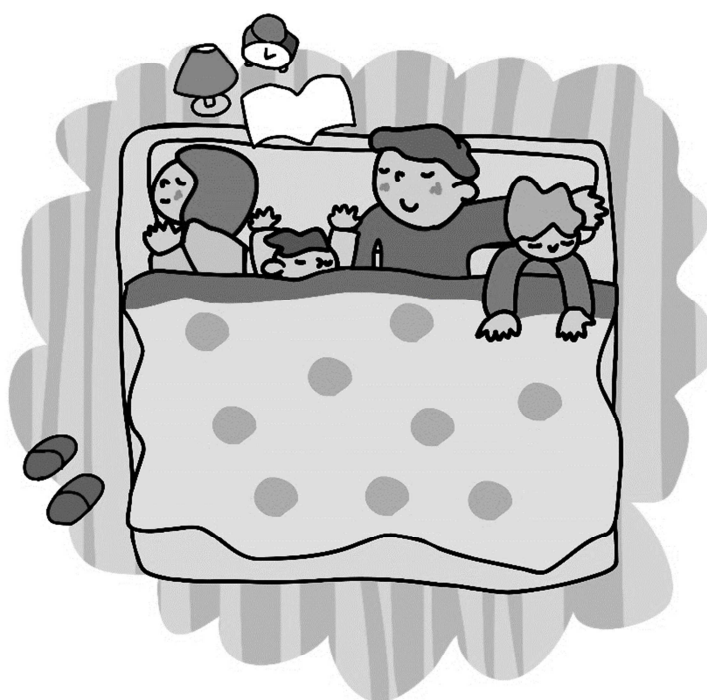
また、全国的な低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

事業名	事業内容	担当課
48 乳幼児健康診査（再掲）	乳幼児の健全な発育、発達を促進するため実施している乳幼児健診（フッ素塗布を含む）を継続し、子育て支援も含めた個別対応を充実するとともに、地域に分かりやすい支援体制の確立を目指します。	子育て応援課
54 幼児健康相談（再掲）	幼児の健全な発育、発達を促進するため、必要な乳幼児を対象に、身体計測と保健指導を実施します。また、子育て支援センターを活用し、子育ての不安解消等希望者にすすく相談等育児相談を実施するとともに、助産師、歯科衛生士等の相談機会を設け、相談内容の充実を図ります。	子育て応援課
55 離乳食教室（再掲）	KYTの利用もあわせて、引き続き栄養士による離乳食指導と保健師による育児指導、赤ちゃん体操などを行います。また、4～5か月の子どもを対象に離乳食の指導、母親同士の交流、育児指導を実施します。	子育て応援課
61 こども園・保育所（園）、学校・家庭等での食育の推進	栄養士がこども園・保育所（園）を巡回し、年長児を対象に紙芝居やカードなどを使用し楽しみながら食について学ぶ機会をつくります。 また、学校においては、栄養教諭が児童生徒に対して年間を通じて、食育の大切さを啓発することで、こども園・保育所（園）・学校・家庭等で食育について考える機会を促し、好き嫌い・偏食等食生活改善への取組に結び付く事業の推進を図ります。	子育て応援課 学校教育課

4 小児医療の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、小児医療の充実・確保に取り組めます。特に、安心して「いいお産」ができるよう地域医療体制の確保・連携を図ります。

事業名	事業内容	担当課
62 子育て支援医療	町内に居住する就学前の乳幼児及び小中学生を養育する保護者への医療費の一部助成を継続します。	子育て応援課
63 ひとり親福祉医療	町内に居住する18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親家庭の児童及びその保護者への医療費自己負担額の助成を継続します。	子育て応援課
64 未熟児養育医療事業	養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	子育て応援課
65 育成医療	身体に障害のある18歳未満の児童（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含みます。）への身体障害を除去、軽減する手術等の医療費の給付を行います。	子育て応援課
66 地域医療体制の充実	地域医療確保奨学金貸付制度の活用などによって、小児科・産婦人科をはじめとする医師の確保に努めます。	保健課



第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭は、子どもにとって教育の出発点であり、家族の協力の下、基本的な生活習慣や自立心、社会的マナーなどを育成する場として重要な役割を担っています。

しかし、近年、家庭における教育力の低下や知育偏重の広がりが指摘されている一方、地域社会でのコミュニティ意識の希薄化が進み、地域住民の助け合いの場や機会の減少がみられ、家庭や地域における子育て力の強化が求められています。

また、子どもたちを取り巻く環境は、多くの情報が入りやすくなったことで、知識は得られるものの断片的で受け身的なものが多くなり、学びに対する意欲や関心の低下が指摘されています。学校においては、子どもたちがそれぞれの個性を伸ばしながら、人間関係や社会ルールなどを学び、自主性や感受性を育てていけるような教育環境、そして時代のニーズに対応できる情報教育環境を充実することが求められており、本町の良好な自然や多様な地域文化を活かしながら、さまざまな自然体験や社会体験の場を提供するとともに、IT機器等を取り入れた情報教育環境の充実を図ります。また、次代を担う男女が、協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義や大切さに関する啓発を進めます。

1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要です。

特に、中学生・高校生等が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、こども園、保育所（園）、幼稚園及び乳幼児健診の場や学校の授業時間等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
67 若者が乳幼児とふれあう機会づくり	中学生・高校生等の若者が、こども園、保育所（園）、幼稚園及び乳幼児健診の場や学校の授業時間等を活用するなどして、乳幼児とふれあう機会を広げ、保育・指導方法についての学習を進めます。	学校教育課 社会教育課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

幼児期の教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、子ども・子育て支援法にもとづき、認定こども園の整備をはじめ、必要な措置の実施に努めます。

次代の担い手である子どもが多様性を育み、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、地域に開かれた学校づくりへ向けた取組により、学校の教育環境等の整備に努めます。また、学校の再配置へ向けた取組を進めます。

事業名	事業内容	担当課
68 幼児教育の充実（1号認定）	認定こども園の整備を推進するなかで、保護者の就労の有無等にかかわらず、すべての子どもが質の高い幼児教育を受けられるよう必要な措置を講じていきます。	子育て応援課
69 私立幼稚園助成	私立幼稚園の運営負担の軽減を図るため助成を引き続き行います。	子育て応援課
70 幼児教育の質の向上	幼稚園・保育所（園）・認定こども園等幼児教育の質の向上を図るために、年間を通して保育・教育や環境について、専門的な指導を仰ぎながら研修会を実施し、将来的に公開保育に繋げていきます。	子育て応援課
71 学校再配置の検討	平成28年5月に策定した「学校等の適正規模適正配置に関する基本方針【改訂版】」に基づき検討を行います。	学校教育課
72 人権教育の充実	今日までの取組を継続しつつ、多様性や包摂（多様な人間が共存し、あたりまえに暮らせる社会）といった現代的な課題を取り入れるなど、多くの方に興味を持ってもらえるような工夫を凝らしながら、人権意識の高揚に、引き続き努めていきます。また、年間計画に基づいた「校内研修」の実施、積極的な研修会への参加など、教職員の人権意識の高揚を図ります。	学校教育課 社会教育課
73 ゲストティーチャー事業	引き続き地域の方々のご協力を得ながら、地域に根ざした、開かれた学校づくりができるよう、校外活動の実施及び地域の人材を活用する事業を推進していきます。	学校教育課
33 中学校生徒会活性化事業（再掲）	円滑な生徒会活動ができるよう、今後も補助を行います。	学校教育課
74 教職員研修	よりよい学校運営と教職員一人ひとりの能力・適性等に応じた指導力の向上を図るため、各種研修の充実を図ります。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
75 情報教育環境の充実	引き続き児童生徒に社会で要求されるスキルが身に付くよう、適切な仕様の機器を検討し導入します。また、導入した機器を活用できるよう教員のスキルアップが必要です。加えて、スマートフォン等の使用に係るリテラシー教育の充実を図ります。プログラミング教育については、各小学校における授業レベルでの進展を図るとともに、タブレット等の機器の購入計画を立案します。	学校教育課
76 イングリッシュキャンプ事業	子どもたちの体験事業として、楽しみながら英語に親しむイングリッシュキャンプ事業に取り組みます。	社会教育課
77 外国語指導助手活用事業	国際理解を深めるため、かつ今後求められる4技能*の「英語力」を考慮し、ALTの能力の差を補い合えるよう合同で勉強会を行っていき、引き続きJETプログラムを利用した小中学校の外国語活動・英語授業を推進します。また、夏季休業中など授業のないときを利用して地域への出前授業も継続して行います。	学校教育課

*4技能：英語を「聞く」「話す」「読む」「書く」の4つのコミュニケーション能力。

3 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上

家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっていることから、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域コミュニティの協働による家庭教育支援の強化が必要です。

父母等の保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的認識のもとに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

事業名	事業内容	担当課
78 家庭教育支援事業	子どもの健全育成のためには、家庭における教育力を高める必要があるとの認識に立ち、丹後教育局が所管する「丹後家庭教育支援協議会」との連携を図りながら、家庭教育の推進に努めます。	社会教育課
79 子育て講演会	PTAと連携した子育て支援に関する講演会「親のための応援塾」について、各小学校PTAで取り組んでいただけるよう、可能な範囲で支援を行っていきます。	社会教育課

第4章 子育て家庭にやさしい環境の整備

近年、子どもが巻き込まれる事故や犯罪等が少なくなく、子どもの安全が保障されているとはいえません。子どもや子育て家庭が地域社会で安心して生活できる環境整備が求められています。あわせて、子どもたちや子育て家庭が犯罪や事件に巻き込まれることのないよう、啓発や情報発信とともに、身近な存在である地域全体で見守ることが必要です。

また、子育て世帯向けの良質な住宅の確保や公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。

1 良好な居住環境の整備

子育て世帯を支援していく観点から、公営住宅等を活用しつつ、ファミリー向け住宅の供給を支援するとともに、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、環境整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
80 ファミリー向け住宅供給の支援	公営住宅等のストックを活用し、ファミリー向け住宅供給の支援に努めます。町営住宅に空家がある場合は、年2回の一般募集を実施します。	建設課
81 「子育てバリアフリー」の推進	妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、公共施設については、今後も京都府福祉のまちづくり条例に則り、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備を含めバリアフリー化を行います。あわせて、出前講座等を通じて妊産婦への配慮、ベビーカー利用者への配慮等の理解を深める「心のバリアフリー」のための取組を進めます。	建設課 福祉課 子育て応援課

2 安全・安心なまちづくりの整備

安全・安心な生活環境の整備へ向けて、事故の危険性の高い通学路などにおいて、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の整備を進めます。

また、子どもが事故等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、公園等の公共施設等について、安全面での点検・整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
82 安心・快適な歩行空間の整備	交通事故の防止と、交通弱者の安全を確保するため、歩道の設置と改良を進めるとともに、すべての人が安心して快適に通行できるような歩行空間の整備に努めます。通学路においては、引き続き、与謝野町通学路交通安全プログラムに沿ってPDCAサイクルを実施し、与謝野町通学路安全推進会議による達成状況の確認を行います。	建設課
83 交通安全灯設置事業	各地区の要望に応じ、LED化を含む交通安全灯の設置について検討し、交通事故防止・防犯対策を講じます。	建設課

3 子ども等の安全の確保

子どもを災害や犯罪、交通事故等から守るため、地域住民と連携しながら、各種の安全確保対策に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
84 防火・防災啓発事業	こども園・保育所（園）や学校等での防火・防災指導（防火講話・避難訓練・消火訓練等）については、これまでの取組を継続するとともに、より多くの幼児・児童が参加できるような取組を検討します。	総務課
85 防犯対策の推進	与謝野町防犯推進協議会を中心に防犯パトロールや防犯啓発事業を展開し、犯罪を寄せ付けない地域づくりを継続的に推進します。	総務課
86 交通安全啓発事業	与謝野町交通安全対策委員等によるこども園や保育所（園）での親子交通安全指導を継続して実施するとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底や自転車の安全利用の推進へ向けた啓発に努めます。	総務課

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

少子化対策や次世代育成支援の向上を図る上で、仕事と生活の調和を図り、男女が共に自己実現と社会参加を果たせる環境を整えることが必要です。

このため、「第2次与謝野町男女共同参画計画」をはじめ、子ども・子育て支援法における基本指針や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえながら、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等を推進するとともに、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備や多様な働き方に対応した子育て支援の展開に努めます。

1 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発の推進

仕事と生活の調和の実現へ向けて、京都府、事業所、労働関係機関、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、事業所や地域住民への広報・啓発を進めます。

事業名	事業内容	担当課
87 意識改革に向けた啓発	家事・育児・介護等の家庭生活は男女の共同責任であるという認識の浸透を図るなど、性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、男女がともに家族的責任や家庭責任を担う意識の啓発、社会参画意欲の高揚を図ります。	企画財政課

2 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、家庭的保育の支援など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

事業名	事業内容	担当課
7～13 保育サービスの充実 (再掲)	保育サービスについては子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、多様な保育ニーズに対応できるようサービスの提供体制の充実に努めます。	子育て応援課
16 学童保育施設整備・運営 (再掲)	放課後留守家庭の小学生児童に対し、学童保育施設において指導を行い、健全育成を図ります。施設と指導員を確保し、充実した放課後児童の健全育成事業となるよう、さらに質の高い学童保育の実現を目指します。また、加悦地域の小学校再編に伴い、約3年間加悦地域公民館大ホールにて学童保育を開設予定としています。	社会教育課
5 ファミリー・サポート・センターの検討(再掲)	子育て支援のみに限定せず、幅広い内容の援助を対象とした仕組みづくりを将来の検討課題とします。	子育て応援課



第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

すべての子どもは、性別や家族状況、出身地など、置かれた環境によって、人権が侵害されることなく、それぞれの個性が尊重され健やかに生きていくことが保障されています。

しかし、近年、児童虐待やいじめ等子どもの人権を脅かす問題が増加しており、今後は、子どもの人権が侵害されることのないよう、一人ひとりの人権尊重の意識を高めていくことが重要です。さらに、児童虐待やいじめなど子どもの人権を脅かす問題に対して、地域ぐるみでの対応や、そのような行為を未然に防ぐための取組、繰り返させないための取組も重要となっています。

また、離婚などの増加による、ひとり親家庭の増加がみられることから、それぞれの家庭に寄り添った支援や相談体制の充実、きめ細かな福祉サービスの展開を図る必要があります。

障害のある子どもや保護者については、日常生活における自立や社会参画を行う上で、さまざまな制約を受けがちであることから、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域の中で自立した生活を行い、積極的に社会参加できるよう、合理的配慮とユニバーサルデザインの考え方に沿って、誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要です。

これらの施策については、京都府が行う施策との連携を図りながら進めます。

1 きめ細かな見守りと相談・支援体制

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識のもと、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、継続的な支援に努めます。あわせて、貧困家庭の子どもや外国にルーツをもつ子ども等特別な支援が必要な子ども及び保護者への相談・支援体制の整備を図ります。

事業名	事業内容	担当課
88 児童虐待防止対策の充実	困難事例への対応等のため、職員研修の充実を図り、関係機関の連携・参加による与謝野町要保護児童対策地域協議会と個別ケース検討会議のもとに、児童虐待に関する相談体制の充実、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、継続的な支援に向け、さらに専門的対応ができる体制を整えていきます。	子育て応援課
89 相談窓口の設置と充実	多様化、複雑化したさまざまな悩みについて、安心して相談できる相談窓口を設置します。	企画財政課 福祉課

事業名	事業内容	担当課
90 相談しやすい体制づくりの推進	人権やハラスメント、DV等の悩みを安心して相談できるよう、専門家による相談体制を整えます。また、相談窓口の周知徹底を図ります。	企画財政課
91 生活困窮家庭・養育困難家庭自立支援（学習・生活支援）	生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢と希望を持って社会で自立していきける力を身につけさせるため、NPO法人等への委託により、訪問型または居場所型で学習や生活指導を実施します。	福祉課 学校教育課 子育て応援課
92 DV等防止に向けた広報・啓発の充実	DVやストーカー行為、ハラスメントなどの未然防止や早期解決のため、住民や事業所等に対する意識啓発と法制度の周知徹底を図ります。また、若年層に対して、学校教育や社会教育、保健教育等を通じて人権教育と性教育の指導を図ります。	企画財政課
93 外国にルーツをもつ子ども等への支援	外国にルーツをもつ子どもに対する状況確認を踏まえ、支援内容について検討します。	子育て応援課

2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、適切な対策を実施していきます。

また、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
94 ひとり親福祉等医療費助成	母子父子家庭の母または父及び児童、父母のいない児童に対して医療費を助成します。	子育て応援課
95 児童扶養手当	国制度により、平成26年12月から、年金受給者との併給調整を開始します。	子育て応援課
96 ひとり親福祉奨学金	母子家庭等の児童の教育や養育に関する費用として奨学金の支給を行います（府制度）。	子育て応援課
97 母子寡婦福祉資金貸付	母子家庭や寡婦に各種資金の貸付を行います（府制度）。	子育て応援課
98 母子寡婦福祉団体の貸付制度への資金貸付	今後も、ひとり親家庭の緊急時の経済的不安の解消のため、母子寡婦福祉会の貸付制度への資金貸付を行います。	子育て応援課
99 母子寡婦福祉団体への補助	ひとり親家庭相互の交流事業を推進します。	子育て応援課
100 ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	住宅に特に困っている母子家庭に対し、府営住宅の入居者の募集時の入居について、配慮します。	建設課

事業名	事業内容	担当課
101 みなし寡婦支援事業	婚姻歴のないひとり親家庭に対し、税法上の寡婦（夫）控除の適用があるものとみなし、サービスの適用や利用料の算定をすることで、負担の軽減を行います。	子育て応援課
102 暮らしと仕事の支援ネットワーク事業	与謝野町暮らしと仕事の支援ネットワーク連絡会議において、課題解決に向けた検討をします。	子育て応援課 福祉課

3 障害児施策の充実

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び療育の提供、在宅サービスの充実、保育・就学支援を含めた教育・保育支援体制の整備などの取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
103 障害児保育	障害児の受け入れを図るため、障害の特性に応じて加配保育士の配置を行います。	子育て応援課
104 学童保育での障害児の受け入れ	障害のある児童の受け入れを図るため、さらに充実した内容（質・量ともに）となるよう、社会福祉協議会とも連携しながら障害の特性に応じた対応や選択ができる運営体制を強化します。	社会教育課
105 児童居宅介護	在宅で介護や家事などの日常生活の援助、外出時に付き添い介助が受けられるよう、利用計画によりサービス提供の管理を強化することで、適切な事業運営を図ります。	福祉課
106 放課後等デイサービス	日常生活や集団生活への適応などの指導・訓練を通所で受けられるよう、利用計画によりサービス提供の管理を強化することで、適切な事業運営を図ります。	子育て応援課
107 児童短期入所	児童福祉施設などに短期入所し、適切な支援が受けられるよう、受け入れ事業所の拡充により選択肢の増加を図ります。	福祉課
108 重度身体障害児日常生活用具給付	重度の心身障害児に対して、日常生活を容易にするため、浴槽や便器などの日常生活用具について、課題を意識しつつ、継続して給付事業を実施します。	福祉課
109 重度障害児補装具給付	重度障害児の失われた部位、障害のある部分を補って、必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具の交付及び修理について、国制度に併せ、独自施策についても課題検討しつつ継続して給付を行います。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
110 障害児福祉手当	日常生活上、常時特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、支給される手当について、課題を意識しつつ、継続して事業を行います。	子育て応援課
111 特別児童扶養手当	国制度により、精神または身体に障害を有する児童を家庭で養育している保護者に対し、支給される手当の申請受付を行います。	子育て応援課
112 福祉タクシー事業	外出困難な障害児・者に対して、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、引き続き、心身に重度の障害のある児・者を対象として、タクシー利用料助成を実施し障害児・者の外出支援を図ります。	福祉課
113 就学指導	障害のある児童・生徒のより適正な就学を実現するため、引き続き、校内教育支援委員会・町教育支援委員会が組織的な連携を図り、細やかな教育相談活動に努めます。各校における、合理的配慮とユニバーサルデザインの考え方に基づいた、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。あわせて、教育相談・体制の充実、特別支援教育の充実に向けて、ユニバーサルデザインの教育、支援ファイル（ひまわりノート）の活用に努めます。	学校教育課
114 特別支援教育就学奨励費	引き続き、特別支援教育諸学校または特別支援学級へ就学する児童等の保護者へ、就学のために必要な経費の一部を補助し、教育の機会均等を目指します。	学校教育課
115 重度心身障害児医療費助成	重度心身障害児に対する医療費の助成を行います。	保健課 子育て応援課

◇◇◇ 資料編 ◇◇◇

与謝野町子ども・子育て会議条例

与謝野町子ども・子育て会議運営規則

与謝野町子ども・子育て会議委員名簿

与謝野町子ども・子育て会議の経過

与謝野町子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

与謝野町条例第28号

(設置)

第1条 本町に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、与謝野町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、町長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子育て世代の保護者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課及び教育委員会事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員及び臨時委員に対し、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例（平成18年与謝野町条例第43号）の定めるところにより、報酬を支給し、与謝野町特別職の職員で非常勤のもの費用弁償に関する条例（平成18年与謝野町条例第45号）の定めるところにより、職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に必要な事項は、子ども・子育て会議が町長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

与謝野町子ども・子育て会議運営規則

平成25年12月27日

与謝野町規則第28号

(会議の招集)

第1条 子ども・子育て会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第2条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第3条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(協力の依頼)

第4条 子ども・子育て支援法第75条第1項又は第2項に基づく関係行政機関の長その他の者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年7月5日から適用する。

第3期 与謝野町子ども・子育て会議委員名簿

(平成29年7月1日～令和元年6月30日)

◎会長 ○副会長 (敬称略、順不同)

	区分	氏名	団体・役職名等	備考
1	有識者	足立 経彦	元総合計画審議会委員、元子ども・子育て会議(第1期・第2期)会長	◎
2		藤原 悟	元小学校長	
3		増田 明美	元幼稚園長	
4		千賀 智恵子	元認定こども園長	
5		植田 友香理	NPO法人まるっと丹育 副代表理事	
6		安達 悦生	丹後保健所(福祉室 副室長)	
7	各種 関係団体	為村 恵美子	民生児童委員協議会 主任児童委員	○
8		前場 恵理	社会福祉協議会 在宅福祉主任	
9		能勢 光子	療育教室わんぱくクラブ指導員	
10		浪江 圭子	子育て支援センター指導員	
11	子育て世代 の保護者	白須 義記	かえでこども園PTA副会長	
12		井上 雄策	三河内幼稚園PTA副会長	
13		飯塚 翼	桑飼保育園保護者会長	
14		有吉 裕輔	加悦保育園保護者会長	
15		塩野 浩士	与謝保育園保護者会長	
16		杉本 直人	与謝小学校PTA会長	
17		山城 涼	岩滝小学校PTA会長)	
18		牛田 文子	山田小学校PTA会長	
19		井上 雄樹	加悦聖三一幼稚園PTA副会長	
20		山下 美保子	こどもの森保育園運営委員	

※団体・役職名等は委嘱時のもの

事務局

子育て応援課	課長	浪江 昭人	教育委員会 学校教育課	課長	柴田 勝久
	主幹	前野 みゆき		課長補佐	西原 誠
	主幹	下川 賢司			
	主任	今井 俊郎			
	主査	安達 希美			

第4期 与謝野町子ども・子育て会議委員名簿

(令和元年7月1日～令和3年6月30日)

◎会長 ○副会長 (敬称略、順不同)

区分	氏名	団体・役職名等	備考
有識者	山添謙三	元子ども・子育て会議委員、町行政改革推進委員	◎
	森垣光雄	元小学校長	
	谷原良子	元保育園長	
	植田友香理	NPO法人まるっと丹育 副代表理事	○
各種 関係団体	為村恵美子 村尾孝	民生児童委員協議会 主任児童委員 (令和元年7月1日～令和元年11月30日) (令和2年2月13日～令和3年6月30日)	○
	小谷愛	社会福祉協議会 在宅福祉主事	
	能勢光子	療育教室わんぱくクラブ主任指導員	
	浪江圭子	子育て支援センター指導員	
子育て世代 の保護者	海尻考昭	三河内幼稚園PTA会長	
	赤松宏基	与謝野町連合保護者会会長 (のだがわこども園保護者会長)	
	上山利明	与謝野町連合保護者会副会長 (石川保育所保護者会会長)	
	宮崎輝彦	与謝野町連合保護者会副会長 (かえでこども園PTA会長)	
	堀場勇作	与謝野町連合PTA協議会会長 (桑飼小学校PTA会長)	
	堀尾知弘	与謝野町連合PTA協議会副会長 (石川小学校PTA会長)	
	山田義治	与謝野町連合PTA協議会副会長 (山田小学校PTA会長)	
	大江伸和	加悦聖三一幼稚園PTA副会長	
西原裕子	こどもの森保育園PTA委員長		

※団体・役職名等は委嘱時のもの

事務局

子育て応援課	課長	浪江昭人	教育委員会	課長	植田弘志
	主幹	下川賢司		課長	柴田勝久
	課長補佐	香山優子	学校教育課 社会教育課	主幹	吉田雅広
	主任	小西哲夫		課長補佐	西原誠
	主査	安達希美			

与謝野町子ども・子育て会議の経過

年	月	日	会議等	内容
平成 31	1	11	第3期子ども子育て会議(第5回)	ニーズ調査内容の検討
	2	4 ～ 22	子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童の世帯 660 世帯 小学生児童の世帯 733 世帯
令和 元	7	18	第4期子ども子育て会議(第1回)	委員の委嘱・会長、副会長の互選 町長からの諮問(第2期与謝野町子ども・子育て支援事業計画の策定について)
	8	19	子ども子育て会議(第2回)	子ども・子育て支援事業計画案の検討
	9	25	子ども子育て会議(第3回)	子ども・子育て支援事業計画案の検討 認定こども園運営検討委員会からの報告
	10	20	子ども子育て会議(第4回)	公立幼・保の利用者負担額の検討 学校の適正規模適正配置の検討
令和 2	1	17 ～ 31	パブリックコメントの実施	「第2期子ども・子育て支援事業計画(案)」
	2	13	子ども子育て会議(第5回)	第2期子ども・子育て支援事業計画案の検討
	3	18	書面にて確認 (新型コロナウイルス感染症対応)	答申案の検討
	3	23	第2期子ども・子育て支援事業計画について、町長へ答申	

第2期与謝野町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：京都府 与謝野町

編集：与謝野町子育て応援課

京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地

TEL 0772-43-9024 FAX 0772-42-0528